

## 2. 適用基準類の改正要旨

○業務積算基準、設計基準関係 ・・・・・A-1～

○土木工事積算基準関係 ・・・・・B-1～

○施工基準関係 ・・・・・C-1～

○施設機械関係 ・・・・・D-1～

## **業務積算基準・設計基準関係**

1. 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の制改定について ····· A - 1
2. 設計基準類の制改定について ····················· A - 20



## 1. 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の主な制改定について

## 令和7年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）等の改正概要

本紙は、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る調査・測量・設計業務の積算基準類において、令和7年3月末等に通知された令和7年度制改定の概要となります。

主な改定内容については、以下のとおりです。

### 1. 調査業務

#### （1）地質・土質調査業務市場単価

- 直接調査費：「標準貫入試験」の日当たり作業量の改正

##### 2-3 サウンディング及び原位置試験（5）日当たり作業量

(表2-18) 日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
標準貫入試験	回	16.0
粘性土・シルト	〃	14.0
砂・砂質土	〃	11.0
砾混じり土砂	〃	9.0
玉石混じり土砂	〃	12.0
固結シルト・固結粘土	〃	11.0
軟岩	〃	

⇒国土交通省に準拠し改正（作業能力UP）

- 間接調査費「搬入路伐採等」及び「環境保全」の日当たり作業量の改正

「調査孔閉塞」の人員編成と日当たり作業量の追加

##### 3-3 その他（2）編成人員

(表3-16) 編成人員

	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
準備及び跡片付け	1.0	1.0	0.5
搬入路伐採等		0.5	1.0
環境保全（仮囲い）		1.0	1.0
調査孔閉塞		1.0	1.0

##### 3-3 その他（5）日当たり作業量

(表3-20) その他間接調査費

種別・規格	単位	日当たり作業量
準備及び跡片付け	業務	1.0
搬入路伐採等	m	223.0
環境保全	仮囲い	箇所
調査孔閉塞	〃	8.0
		9.0

⇒国土交通省の実態調査結果を踏まえた改正（作業能力UP）。

「調査孔閉塞」の市場単価は元々あったが、人員編成と作業能力の記載が無かつた。

### 2. 測量業務

#### （1）測量業務の価格積算基準

- 諸経費率標準値の改定

##### 別表-1 測量業務諸経費率表（1）諸経費率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	
			(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
適 用 区 分 等	下記の率とする			
	A	b		
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

⇒国土交通省の実態調査結果を踏まえた改正。

## (2) 測量業務標準歩掛

- 各歩掛の直接人件費に対する機械経费率、通信運搬費等率及び材料費率の改正

改正した歩掛は以下のとおり。

基準点測量	：1級、2級、3級、4級、地上埋設（上面舗装）、3級・4級基準点埋設
水準測量	：1級、2級、3級、水準点設置（永久標識）、水準点設置（永久標識以外）
路線測量	：現地踏査、線形決定、IP設置測量、中心線測量、横断測量、用地幅杭設置測量、伐採
現地測量	：現地測量（S=1/500）

⇒ほぼすべての割合において昨年度より率が下がっている。

## 3. 設計業務等

### (1) 設計業務標準歩掛

- 業務の成果品質確保対策実施にかかる補足説明の追加

業務の成果品質確保対策における受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、会議等を設置する場合の歩掛について、適用にあたっての補足説明を追加。

#### 1-3 その他

業務の成果品質確保対策として実施する場合、標準配置人員は次表のとおりとする。

(単位：人/回)

区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	備考
業務確認会議	上記1-2の着手前打合せ時以外に開催する場合は、別途計上				業務着手時に、設計方針、条件等の確認を受発注者が一同に会して実施することにより、業務を円滑に推進する。
合同現地踏査	0.5		0.5		受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。
照査技術者による報告	0.5				業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

下記 URL 参照

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/pdf/gyoumu.pdf>

⇒本歩掛は、以下 URL の取り組み (R5.11 版) 対応する歩掛を積算基準に掲載したもの。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekki/attach/pdf/index-205.pdf>

- 「難易度補正」の追記（頭首工、ポンプ場、水路工、ほ場整備、畑地かんがい施設、農道）

#### 〔頭首工での追記例〕

施設規模や設計の難易度に応じて、次表のとおり補正を行う。

##### 2 頭首工

###### (2) 全体補正 イ 難易度補正

設計内容	実施設計	
	難易度補正	補正率
土砂吐・洪水吐等附帯施設を有するもの	I	1.00
1 m <sup>3</sup> /s 以上のもの		
構造が単純で規模が小さいもの	II	0.92
高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	III	1.08

⇒難易度補正の表にアラビア数字の表記を追記。積算書（システム出力）には歩掛条件としてアラビア数字による難易度補正 I、II 及び III が表記されるが、積算基準（緑本）にはその表記が無く、積算基準ではどの設計内容が難易度補正 I、II 及び III となるのか説明できないことが判明したため、容易に判別できるようにした。

- ポンプにおいて、吐出量補正表の適用文との整合のための記載修正

#### 3 ポンプ場 (2) 全体補正 ウ 吐出量補正

本歩掛は、次表の吐出量の機場を標準としているので、吐出量が標準と異なる場合は、吐出量に応じて補正を行う。

機場区分	標準吐出量	吐出量区分〔I〕	吐出量区分〔II〕
排水機場	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 3.0≤Q≤10.0	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 1.0<Q<3.0	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 10.0<Q<30.0
揚程が 20m 未満の用水機場	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 3.0≤Q<10.0	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 1.0<Q<3.0	—
揚程が 20m 以上の用水機場	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 1.0≤Q≤3.0	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 0.3<Q<1.0	m <sup>3</sup> /s m <sup>3</sup> /s 3.0<Q<10.0
補正率	1.0	0.7	1.3

⇒適用の説明と吐出量の補正表で、吐出量の範囲の整合が取れていなかったとして修正。

- ・農道において、作業項目別補正率及び[実施設計]－【7 道路計画】標準歩掛の一部改定（現地調査、線形計画・設計、附帯構造物設計図作成、排水計画・設計、照査）

### 【作業項目別補正率一覧表】

【作業項目別補正率一覧表】		補正率
【道路計画】	(1,000m当たり歩掛)	距離補正
作業項目		
1 現地調査		0.5n+0.5
2-1 線形計画・設計基本方針		0.6n+0.4
2-2 平面計画		0.4n+0.6
2-3 縦横断計画		0.6n+0.4
2-4 構造物計画		0.7n+0.3
2-5 交差点計画		0.5n+0.5
3-1 縦平面図作成		0.6n+0.4
3-2 橫断面設計図作成		0.9n+0.1
3-3 土積図作成		0.9n+0.1
3-4 土量配分計画		0.9n+0.1
4 補装計画・設計図作成		0.2n+0.8
5 附帯構造設計図作成		0.8n+0.2
6 大型構造物の設計		—
7 排水計画・設計		0.4n+0.6
8-1 土工、法面工等		0.6n+0.4
8-2 附帯小構造物一式		0.5n+0.5
9 概算工事費額算		0.2n+0.8
10 施工計画		0.2n+0.8
11 特別仕様書作成		0.1n+0.9
12 照査		
13 点検取りまとめ		0.1n+0.9

## 【実施設計】- 【7 道路計画】

【実施設計】		【7 道路計画】					
作業項目	作業内容	1 km 当たり歩掛				特記事項及び補正	
1 現地調査	1/500 地形図に既定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2 線形計画・設計		0.6	1.6	1.3	1.1		【特記】 旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) 土質調査は別途計上する。
2-1 線形計画・設計基本方針	概定した線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資するとともに、作業計画を構立する。	0.5	1.7	1.3	1.1		
2-2 平面計画	1/500 英尺平面図(20m×ピッチ測点入り)上に、車の走行に適したカーブ設定等、平面線形を決定する。	0.6	1.1	1.1	1.2		【特記】 測量は別途計上する。
2-3 縦横断面計画	1/500 平面図上 20m×ピッチ測点により、走行性を勘案し、切り盛りバランスを考慮し、縦横断面計画を行う。		0.9	1.5	3.6		
2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の式・寸法を概定する。		1.1	1.3	1.8		
2-5 交差点計画	詳細測量に基づき詳細交差点設計を行う。		0.4	0.8	1.3		【特記】 二車線道路との単純交差
3 土工計画・設計			0.6	0.6	1.3	1.4	5.8
3-1 縦断面図作成	1/500 縦断面図上、平面図を同一紙面に作成する。		1.4	1.4	4.2	4.2	17.9
3-2 横断面設計図作成	1/100 実測横断面図に、裏面の安定対策工法等を検討し、横断面設計図を作成する。				0.5	1.3	5.8
3-3 土種類別作成	土種図を作成する。		0.7	2.0	1.7		
3-4 土量割合計画	土量割合を算出する。		0.6	1.1	2.0	2.2	2.6
4 補装計画・設計図作成	舗装計画・設計図作成		0.8	0.8	2.4	2.4	10.6
5 附帯構造物設計図作成	工事発注に於ける構造計算等、詳細設計を行い、設計図を作成する。						
6 大型構造物の計画設計・図面作成							
6-1 道路ルンペ							
6-2 備梁							
6-3 箱型フレーム・箱型鋼架							
6-4 鋼橋							
7 排水計画・設計	水理、構造等詳細設計を行う。		0.5	0.5	0.8	0.5	2.6
8 工事費算計			0.6	0.8	1.4	4.0	5.0
9-1 工事費算計	設計横断面図により詳細数量を算出する。		0.5	0.6	1.0	2.6	3.4
9-2 附帯構造物一式	現地図面に基づき詳細数量を算出する。		0.2	0.7	1.0	1.0	1.0
9-3 算概工事費算額	中間の物価等を用いて積算、費用別に1m <sup>2</sup> 当たり、m <sup>3</sup> 当たり、箇所当たり等の単価を算出し概算工事費を算定する。		0.8	1.7	1.7		
10 施工計画	工事施工の用機械の種類、工事計画等の基本的な施工計画を行う。		0.2	0.5	0.5		
11 特別仕様書作成	工事実施に可能限りの仕様書を作成する。(工事実施用)		2.2				【特記】 仮設計画、資材計画、労務計画は含まない。
12 固査	固査計画に基づき、義務的固査時に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。		0.2	0.8	1.7	2.3	1.8
13 点検取りまとめ	設計計算書図面等の点検、取りまとめを行う。(報告書作成含む。)		1.9	16.7	19.7	30.9	21.4
計							54.7

⇒歩掛実態調査結果を基に改正。

#### 4. 業務關係資料

### （1）現場技術業務の実施要領等

- ・現場技術業務価格積算基準において、「国家公務員等旅費に関する法律」（旅費法）が改正されたことに伴い、旅費・交通費算定について改定。

※ 「調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領」に準じて算定する（後述）。

- ・現場技術業務価格積算において、現場経費の明確化。

## 別添-1 現場技術業務価格積算基準 イ現場経費 (ア) b

b 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（勤務場所（勤務場所を国営事

業所に指定しない場合は積算基地) から最遠現場までの距離を30km/hrで除した時間 (小数点以下

第1位止め、第2位四捨五入) ) を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日

当たり損料は1日分を計上する。なお、やむを得ない事情により

場合は、現地実情を勘案のうえ直接経費を算定するものとする。

- ・現場技術業務共通仕様書例へ以下を追加

➤ 打合せ等について「ワンデーレスpons」の内容を追加

別添－3 現場技術業務共通仕様書例

第1－5条 打合せ等

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」\*に努める。

\*ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

⇒労働基準法一部改正における時間外労働時間上限等が規定されたことに伴い、H30頃から取組が始まっているが、当時は打合せ簿様式を改正したのみであった。今回、国交省の仕様書改正に併せ追記。

➤ 履行報告の方法について改定

別添－3 現場技術業務共通仕様書例

第1－25条 履行報告

受注者は、**履行状況の点検、報告等のため、別に定める様式により現場技術業務実施報告書等を作成し、監督職員に提出しなければならない。**

⇒設計業務等にあるような履行報告は提出せず、毎月提出する実施報告書の提出をもって履行報告とするよう改定。

➤ 個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除

別添－3 現場技術業務共通仕様書例

第1－26条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）**、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

⇒現時点廃止となっており、「個人情報の保護に関する法律」に統合されていた。

➤ 電子納品提出の項目削除

別添－3 現場技術業務共通仕様書例

第3－7条 促進業務の成果

1 第1－9条でいう成果物とは、第3－6条で作成した以下に示す書類をいう。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 引継事項記載書

2 受注者は、「**設計業務等の電子納品要領（案）**」、「**電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】**」を参考として、作成した電子データを、電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「**電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）**」([http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin\\_youryou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html))によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

⇒現場技術業務は電子納品の対象としていない。

## 5. 積算参考資料

### (1) 設計業務等の積算参考歩掛

・「難易度補正」の追記（頭首工、渓流取水工、ポンプ場、水路工、ほ場整備、畑地かんがい施設、畜農飲雜用水施設、農道、ため池改修）

※3. 設計業務等（1）設計業務標準歩掛での説明と同様のため省略。

・ポンプにおいて、吐出量補正表の適用文との整合のための記載修正

※3. 設計業務等（1）設計業務標準歩掛での説明と同様のため省略。

- 農道において、橋梁の基本設計の歩掛を改定。

#### 《工種別適用 6》【基本設計】10-7 橋梁（4）設計歩掛

[基本設計]		1 橋 当 た り 歩 餉						
【10-7 橋梁】	作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 設計計画		2.3	2.4	4.8	7.2	4.6		
2 概略構造計算				3.6	4.8	7.2	6.9	
3 概略設計図						5.0	5.7	6.5
4 概略工事費算出					1.9	4.5	6.5	5.1
5 照査				2.0	2.8	4.4		
6 点検取りまとめ						1.6	2.4	2.0
計		2.3	4.4	11.2	19.9	23.7	21.1	13.0

(注) 電算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記歩掛の2%を計上する。

⇒国土交通省の歩掛改定に併せ改定。

## 6. 留意事項

### (1) 設計業務等の価格積算基準等の留意事項

- 「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」における“国家公務員等旅費に関する法律”(旅費法)改正に伴う旅費交通費算定の改定。

#### 1 適用範囲

この要領は、農林水産省が実施する国営土地改良事業に係る地質、土質調査業務、測量業務及び設計業務等の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その基準を示したものである。

なお、この基準は、国家公務員等の旅費に関する法律、**国家公務員等の旅費に関する法律施行令**、国家公務員等の旅費支給規程、農林水産省所管旅費支給規則、**農林水産省職員日額旅費支給規則**を準用して定めたものである。

#### 2 旅費交通費の構成



(注) 作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。

⇒準用元の改正に併せ、積算方法の変更を行った。

#### ■日当

作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な費用

**1,700円/日～2,600円/日（税込）**

※移動に要する日が0.5未満で朝食を要しない場合は1/2の額を計上

#### ■宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用

**2,400円/日(税込)**

〔内訳〕朝食 800円  
夕食 800円  
諸雑費 800円

※旅費支給規程別表第三に記載の額。

※宿泊に夕朝食を含む場合は800円/泊(税込)、夕朝食の片方が含まれる場合は、1,800円/泊、どちらも含まれない場合は2,400円/泊を計上。

改定

#### ■宿泊費（普通旅費、滞在日額旅費）

職種に応じた普通旅費及び滞在日額旅費

**5,930円～13,100円（税込）**

〔例〕技師A（6級相当、乙地方）9,800円

技師長（9級相当、甲地方）13,100円

※1日目は普通旅費

2日目以降は滞在日額旅費（30日未満、30～59日、60日以上）  
を泊数に応じて定額計上

#### ■宿泊費

地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で都道府県毎に定めた額（宿泊基準額）

**〔全国〕8,000円/泊～19,000円/泊（税込）**

※旅費支給規程別表第二の“職務の級が10級以下の者”に記載の額

・佐賀、長崎、大分、沖縄 11,000円/泊

・宮崎、鹿児島 12,000円/泊

・熊本 14,000円/泊

・福岡 18,000円/泊

※宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。なお、予約時点で複数の宿泊可能な施設を比較検討し、日程・経路等に照らして最も経済的なものを選定する。

⇒農水省の運用として、宿泊手当及び宿泊費については、発注時は計上せず設計変更で計上することとしており、(積算基準記載無し、ホームページ掲載無し) その計上方法等については、事務連絡を発出し周知している。

R7.6.3 農村振興局整備部設計課補佐（積算基準班）事務連絡

調査・測量・設計業務等における旅費交通費の計上方法等について（再周知）

※R7.3.28 発出分から内容を更新しての再周知

事務連絡  
令和7年6月3日

各地方農政局農村振興部設計課長 謹

別添

○現場説明書における作業条件等の記載例

農村振興局整備部設計課  
課長補佐（積算基準班）

調査・測量・設計業務等における旅費交通費の計上方法等について（周知）

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い「調査・測量・設計業務等における旅費交通費の計上方法等について（周知）」（令和7年3月28日付け農村振興局整備部設計課課長補佐（積算基準班）事務連絡）により、旅費交通費の積算方法について周知を行ったが、内容の一部を修正したので再周知する。なお、令和7年度土地改良工事積算基準を適用する業務の旅費交通費の計上方法等においては下記のとおり対応されたい。

1 宿泊費及び宿泊手当の計上について

宿泊費及び宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求める、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計算要領に基づき、設計変更にて計上する。

2 宿泊施設の予約及び計上金額について

宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較していずれか少ない額を計上する。なお、宿泊基準額を超える場合は、経済比較資料をもつて妥当性を確認すること。

3 旅費交通費に係る条件明示について  
旅費交通費に係る条件を現場説明書及び積算参考資料において明示を行うこと。（別添記載参考）

1 旅費交通費計算上の積算基礎  
本業務の積算基礎は、○○県○○市である。

- 2 打合せに係る旅費及び交通費の算定  
(通勤の場合)  
打合せは通勤によるものとしている。  
交通費はライトバン（公共交通機関）を想定しており、移動に要する基準日額として往復0.5日を計上している。  
<打合せに係る積算上の配置人員> (人/回)  

打合せ	主任技術	技術A	技術B
着手前・最終	0.5	0.5	
中間	0.5		0.5

  
(滞在の場合)  
打合せは滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求める、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。
- 宿泊エリアは○○県○○市を想定している。交通費はライトバン（公共交通機関）を想定し、移動に要する基準日額として往復1日を計上している。  
<打合せに係る積算上の配置人員> (人/回)  

打合せ	主任技術	技術A	技術B
着手前・最終	0.5	0.5	
中間	0.5		0.5

  
(現地作業)  
現地作業（調査又は測量）に係る旅費及び交通費の算定  
現地調査又は作業（地質調査、測量等）に係る外業は通勤によるものとしており、外業日数は延べ○○日を想定している。  
交通費はライトバン（公共交通機関）を想定しており、移動に要する基準日額として往復0.5日を計上している。

<現地作業における作業日数>

作業内容	測量 主任技師	測量技術 技士補	測量助手	測量 補助員
2級基準点測量	○日	○日	○日	○日
2級水準測量	○日	○日	○日	○日

(滞在の場合)

現地調査又は作業(地質調査、測量等)に係る外業は、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書)が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費横算要領に基づき、設計変更にて計上する。

滞在日数は延べ○○日、宿泊エリアは○○県○○市を想定している。交通費はライトバン(公共交通機関)を想定し、移動に要する基準日額として往復1日を計上している。

<現地作業における宿泊日数>

作業内容	測量 主任技師	測量技術 技士補	測量助手	測量 補助員
2級基準点測量	○日	○日	○日	○日
2級水準測量	○日	○日	○日	○日

参考

調査・測量・設計業務等の宿泊費及び宿泊手当の基本的な考え方

- 宿泊費及び宿泊手当は当初計上しない。受注者から宿泊情報が分かる資料の提出を済め、設計変更にて計上する。

2宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程で定める額(宿泊費基準額)内であれば良い。というものではなく、予約時点で複数の宿泊可能な施設を比較検討し、日程・経路等に照らして最も経済的なものを選定する。

- 宿泊手当は、宿泊費に朝食又は夕食が含まれている場合は減額調整が必要。  
(宿泊の予約で食事が含まれているか確認できる資料が必要(受注者で作成))

※宿泊費及び宿泊手当の計上に係るQ&Aは別添を参照。

## 宿泊費・宿泊手当のチェックシート

業務名 ○○業務  
氏名 ○○ ○○、○○ ○○

チェック	資料名	チェック内容
	①予約完了画面の資料	宿泊施設の予約完了画面を添付しているか。 ※夕朝食の有無が確認できること。
	②宿泊施設の領収書（写し）	宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、金額が記載されているか。
	③その他（　　）	宿泊に伴う駐車場料金等

※チェックシートは個人毎に作成することを基本とするが、同一予約日で複数人が同一施設に宿泊する場合は、1枚のチェックシートに整理しても良い。

### 宿泊費及び宿泊手当の計上方法に関するQ&A

番号	質疑	対応方針
1	宿泊手当とは何か。	宿泊を伴う用務において支給される夕朝食の掛かり増しに充てる費用です。したがって、宿泊に食事が含まれている場合は、宿泊手当を減額します。
2	旅費交通費の積算及び精算方法はどのようにすればよいか。	宿泊費・宿泊手当に要する費用については、当初は計上せず、設計変更にて計上してください。
3	宿泊手当の精算方法はどのようにすればよいか。	宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための費用であり、内訳は朝食800円、夕食800円、その他の諸雑費800円となっています。 宿泊費に夕朝食を含む場合は800円/泊（税込）、夕朝食の片方が含まれる場合は1,600円/泊（税込）、どちらも含まれない場合は2,400円/泊（税込）を計上します。
4	宿泊費は、宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とするが、宿泊基準額内であれば無条件で設計変更を行ってよいのか。	宿泊基準額以内であればどの施設に宿泊してよいということではなく、予約時点で複数の宿泊可能な施設を比較検討し、日程・経路等に照らして最も経済的なものを選定する。具体的には、楽天トラベル、トラベルコといった検索サイトを利用し、比較検討を行ってください。 なお、妥当性の確認する際に、明らかに華美なホテル（特典付きのプラン等）を選定されている場合は精算することができないのでご留意ください。
5	経済比較の対象とする宿泊先はどういったものか。	カプセルホテル、ホステル、ドミトリ、民泊、ウィークリーマンション等は、経済比較から除外してかまいません。なお、実際にこれらの施設に宿泊した場合は、実費にて精算します。
6	宿泊可能範囲の考え方。	宿泊基準額内の場合は、用務先から宿泊地までの時間や距離指定はありません。しかし、宿泊基準額を超過している場合は、用務地までの所要時間が30分程度の範囲内で宿泊可能施設を検索ください。
7	宿泊費の最安値が宿泊基準額を超える場合は実費精算できるのか。	最も安い宿泊施設が宿泊基準額を超える場合は、経済比較資料をもって実費で精算することは可能です。
8	宿泊費及び宿泊手当を精算する場合の確認書類は何が必要か。	①夕朝食が含まれているか確認できる資料、②宿泊施設の領収書が必要となります。

番号	質疑	対応方針
9	駐車料金については精算の対象となるのか。	宿泊に伴う駐車料金については、その他交通費として精算することは可能です。なお、駐車料金のみの支払いについては、精算の対象となりません。宿泊基準額との比較については、駐車料金を除いた額で比較してください。
10	設計変更にて精算するということは、落札率が考慮されるということか。	設計変更にて、宿泊費及び宿泊手当を計上することとなるため、変更契約にて落札率が考慮されることとなります。 ※請負金額=設計金額×落札率
11	旅費交通費の精算は宿泊費及び宿泊手当のみ対象か。交通費についても精算するのか。	旅費交通費の実費精算は、宿泊費及び宿泊手当のみを対象とします。精算上の基地から滞在地までの移動に要する交通費及び直接人件費は、従来どおり精算は行いません。
12	往復旅行時間に係る交通費及び直接人件費についても当初計上しないのか。	設計変更を行うのは、宿泊費及び宿泊手当のみ対象とします。往復移動時間に係る交通費及び直接人件費については当初から計上してください。
13	設計上の宿泊日数よりも、実際に宿泊した日数が多い(少ない)場合の宿泊費の扱いはどのようにすればよいか。	精算時の宿泊日数は、現場説明書又は積算参考資料で提示した日数を上限として精算してください。設計変更において作業条件や作業数量を変更する場合は、その条件での設計上の宿泊日数を上限として精算してください。
14	ホテルによっては無料で朝食又は夕食が提供される場合があるが、宿泊手当の計上はどうすればよいか。	夕朝食を食べる食べないにかかわらず、無料で提供される場合は宿泊手当を減額してください。
15	プリペイドカード等の特典付き宿泊プランを選択してもよいか。	プリペイドカード、商品券、観光施設の入場券等の特典が付いている宿泊プランは利用できません。
16	自宅に宿泊した場合は、宿泊費及び宿泊手当は計上するのか。	自宅に宿泊する場合は宿泊費及び宿泊手当は計上しません。
17	発注者は、受注者が宿泊する施設を予約時点で審査するのか。	発注者は、受注者が宿泊する施設を予約時点で審査しません。設計変更時に審査を行います。なお、現場説明書及び積算参考資料にて宿泊に関する条件明示の徹底をお願いします。
18	急に宿泊を要することになり(関係機関との打合せが急に決まり宿泊が必要となった場合等)、検索サイトで選択することが間に合わない場合は、どのように宿泊施設を探せばよいか。	検索サイトで検索することができない場合は、3施設程度に電話等で確認を行い宿泊施設を検討ください。そのような場合には監督職員と協議の上、検討ください。

番号	質疑	対応方針
19	電話により宿泊施設を探したが、宿泊施設が満室等で3施設の確認が取れない場合はどうすればよいか。	宿泊施設が満室等で3施設の確認ができない場合は、3施設以下の確認となつてもかまいません。
20	旅費交通費の運用については、受注者にどのように伝えればよいか。	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)、現場説明書、積算参考資料により、受注者に通知することとします。 なお、本Q&Aについても適宜受注者に示してください。
21	パック旅行の選択することはできるのか。	パック旅行では、宿泊費と交通費を明確に分けることができないため、宿泊費だけを精算することが難しいことから、パック旅行の選択はできないこととします。
22	積算基準の改正により旅費交通費の考え方が簡素化されたにもかかわらず、宿泊費及び宿泊手当を実費精算する方法は、受発注者ともに作業負担がますのではないか。	過大積算とならないようにした積算方法であり、ご理解いただきたい。
23	積算システムに入力する端数処理はどのようにすればよいか。	1円単位(1円未満切り捨て)で入力してください。(宿泊費税込10,000円の場合 10,000 ÷ 1.1 = 9,090円)
24	宿泊基準額の設定根拠を教えてほしい。	宿泊基準額は、実際のビジネス客の宿泊データ等を基に全体の一定程度をカバーできる水準として、財務省が定めているものであり、具体的な算定根拠は示されておりません。宿泊基準額の見直しについては、毎年実勢価格を調査し、その結果を踏まえ検討すると聞いております。
25	令和7年4月1日以降に契約する案件のうち、旧積算基準により予定価格が作成されたものの取扱いはどうすればよいか。	別途通知する、「令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」に基づき対応することとする。

※「別途通知」については以下のとおり。

R7.3.28付6農振第3022号農村振興局整備部設計課長通知

“令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて”

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-245.pdf>

- ・「第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例」に以下を追加・改定
  - 「業務写真における黒板情報の電子化」チェックシステム URL の修正  
受注者が行う黒板情報を電子化した写真の信憑性確認のためのチェックシステムについて、URL 先の”デジタル工事写真の高度化に関する協議会”が R3.4 月に”（一社）施工管理ソフトウェア産業協会”に移行したことに伴い修正を行った。
  - 低入札業務における品質確保対策の試行改正に伴う算出割合の改定  
R6.7.16 付 6 農振第 1350 号「建設コンサルタント業務等の低入札業務における品質確保対策の試行について」の一部改正についてにて通知されている基準額算定の数値を記載例に反映。
  - 現場技術業務の記載例：現場技術業務民間競争入札実施要項改定内容の反映  
R6.12 月に現場技術業務民間競争入札実施要項が改定されており、それに合わせて記載例を反映した。
  - 記録映像製作業務：情報共有システムについて対象外に改定  
本業務においては、情報共有システムを使用しないこととして、昨年度改定時に情報共有システムに関する内容を記載していなかったが、対象外が基本であることを示すため記載例に追記した。
  - 頭首工（渓流取水工）、水路工、機能診断業務：設計作業への留意点への追記  
新技術や新工法の選定に当たり、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）に加えて、農業水利施設保全補修ガイドブックを積極的に活用するよう追記した。

- ・「第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項」に以下を追加・改正

4. 設計業務 4-9. パイプラインの附帯構造物 ※追加		
4-9. パイプラインの附帯構造物	パイプライン実施設計の附帯構造物の対象施設を示されたい。	パイプライン実施設計の附帯構造物は、調圧施設、ポンプ施設、分水施設、量水施設、通気施設、保護施設、管理施設である。

⇒積算者及び事業協会等からの質疑要望による追記。

4. 設計業務 4-16. 他省庁歩掛等の取扱い ※削除		
4-16. 他省庁歩掛等の取扱い	設計業務の積算において、設計業務費の構成が異なる基準を使用する場合の取扱いを示されたい。	当面の間、積算基準（調査・測量・設計）と他省庁等の積算基準による歩掛を併せて使用する場合には、それぞれの積算基準により業務価格を算出し、合算するものとする。

⇒現在の積算体系となる前に技術経费率を用いた積算を行っていた際に、国交省系歩掛と農水省系歩掛を同一業務として発注した場合の取扱いについて、暫定的に示していた内容であり、現在では技術経费率を用いた積算体系は廃止され、同じ積算体系に計上しても諸経費等に影響しないため記載を削除。

## 7. 調査・測量・設計業務共通仕様書

### （1）業務共通仕様書

※「地質・土質調査」、「測量」、「設計」もほぼ同様の改正のため、代表して「地質・土質調査」にて例示する）

- 打合せ等について「ワンデーレスポンス」の内容を追加  
※4. 業務関係資料（1）現場技術業務の実施要領等での説明と同様のため省略。
- 個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除  
※4. 業務関係資料（1）現場技術業務の実施要領等での説明と同様のため省略。

➤ 業務内容について「計画準備」の内容を追加。

第7-2条 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

1 計画準備

(1) 調査計画の立案及び業務計画書の作成

2 既存資料の収集・現地調査

- (1) 関係文献等の収集と検討  
(2) 調査地周辺の現地踏査

3 資料整理とりまとめ

- (1) 各種計測結果の評価及び考察  
(2) 異常データのチェック  
(3) 試料の観察  
(4) ボーリング柱状図の作成

4 断面図等の作成

- (1) 地層及び土性の判定  
(2) 土質又は地質断面図の作成 (断面図は着色するものとする)

5 総合解析とりまとめ

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討  
(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定  
(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定  
(4) 地盤の透水性の検討 (現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)  
(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討 (具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)  
(6) 設計・施工上の留意点の検討 (特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)

⇒昨年度、解析等調査業務に「計画準備」の歩掛が追加されたが、共通仕様書に反映していなかったことから追加。

(2) 業務請負契約、調査・測量・設計業務共通仕様書等に基づく提出様式の改正

➤ 業務関係一覧表の修正

業務関係書類一覧表			業務関係 書類の様式等 書類作成の根拠 (共 通仕様書は設計業務 共通仕様書を代表と して掲載)	業務関係 書類の様式等 書類作成の位置付け	書類作成の位置付け		電子 契約 共有 シス テム 取扱 対象	情報 提出	備考	
作 成 時 期	種 別	No			書類作成者	提出先				
					発注 者	受注 者	監督 職員	契約 担当		
業務 着手 前 その他の 業務書類	1~15	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	17	担当技術者届	[略]	[略]	—	○	○	—	—	二
	18	担当技術者経歴書	[略]	[略]	—	○	○	—	—	二
	19~20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
業務 実行 中の その他の 業務書類	21	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	22~29	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	30	担当技術者変更届	[略]	[略]	—	○	○	—	—	二
	31	担当技術者経歴書	[略]	[略]	—	○	○	—	—	二
	32	業務履行報告書	[略]	[略]	—	○	○	—	—	○
	33	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
業務 完成 時	34	身分証明書交付願	[略]	[略]	—	○	—	○	—	二
	35~39	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

⇒「工事及び業務の情報共有システム活用要領」の“3-1 個人情報等の扱い”において、「個人情報等が含まれる機密性の高い資料は、情報共有システム内で取り扱ってはならない。」とされているが、生年月日や住所が含まれている担当技術者届や経歴書、身分証明書交付願が情報共有システムの取扱い対象となっていたため、共通仕様書の“業務関係書類一覧”での取り扱いを修正。

## 8. 「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に対するご意見について

(1) 全国共通お問い合わせメールアドレスを作成しました

(令和7年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）のみでの試行)

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に関する問い合わせについては、全国の土地改良技術事務所へお寄せいただいているところでですが、電話等で理解が難しい案件や質疑者とのやり取り回数が多くかかるといった場合あります。（必要に応じて歩掛担当の他局土技所へ照会する必要も生じる）

今年度は質問者とのやり取りの効率化を目的として、試行的に「全国共通お問い合わせメールアドレス」を作成し、積算基準の巻末に記載しましたのでご利用ください。

なお、利用に当たっては、質疑経緯・内容・関連する資料（記載ページや補足説明資料）とともに回答案（質疑者の考え方）を含めてお送りください。

※これまでどおり土地改良技術事務所へお寄せいただいて構いません。

農林水産省農村振興局では、受注者による的確な見積りに資するため、積算の基本的な考え方などの積算基準や標準歩掛等を、平成12年度から公表しております。

当局では、積算基準等そのものの妥当性を諮るために、みなさまからの幅広い意見をいただきたいと考えておりますので、ご意見等がありましたら、下表内の最寄りの各地方農政局土地改良技術事務所、または、[全国共通お問合せメールアドレス](#)まで、お寄せいただけるようお願ひします。

東北農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	022-295-5544
関東農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	048-254-0511
北陸農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	076-292-7900
東海農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	052-232-1057
近畿農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	075-641-6391
中国四国農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	086-223-2777
九州農政局土地改良技術事務所	建設・保全技術課	業務積算基準担当係	096-367-0411

全国共通お問合せメールアドレス：gyoumusekiisan@maff.go.jp

## 9. その他

積算基準及び共通仕様書等における字句等の軽微な修正等については、次ページ以降の改定要旨にて項目をご確認いただき、各種通知及び農林水産省ホームページ掲載の新旧対照表にてご確認願います。

→土地改良時工事積算基準等の改正について（農林水産省ホームページ）※新旧対照表

<https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/h200331/>

4. 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）について

土地改良事業等に係る地質・土質調査業務、測量業務、設計業務等の積算に当たって、実態調査の結果に基づき各種積算基準を制定しています。

調査・測量・設計業務積算基準等は、以下の内容について改正を行いました。（令和7年4月1日より適用）  
（参考資料）<旅費交通費積算要領の改正内容>（PDF：130KB） 

- 「調査・測量・設計業務積算基準新旧対照表」（PDF：781KB）
- 「調査・測量・設計業務標準・参考歩掛・機械経費等新旧対照表」（PDF：2,559KB）
- 「調査・測量・設計業務の留意事項等新旧対照表」（PDF：1,771KB）
- 「設計業務標準の手引新旧対照表」（PDF：471KB）
- 「調査・測量・設計業務を通じ様書き新旧対照表」（PDF：701KB）

→設計・施工・入札等（農林水産省ホームページ） ※各種通知

<https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/index.html>



## 【土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の改定要旨】

R 7.3 改定

R7 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）は以下 URL に掲載  
[https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/sekisan\\_kijun/index.html](https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html)

区分凡例	
☆	新規制定
◎	全面改定
○	部分改定
×	廃止・削除
－	改定なし

### I. 調査

#### （1）地質・土質調査業務の価格積算基準

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改定について】

項目	区分	改定要旨	備考
地質、土質調査業務の価格積算基準	－	・改定なし	
別表－1 地質、土質調査業務 諸経費率表	－	・改定なし	

#### （2）地質・土質調査業務市場単価

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改定について】

項目	区分	改定要旨	備考
地質、土質調査業務市場単価	－	・改定なし	
1 一般事項	－	・改定なし	
2 直接調査費	○	・「標準貫入試験」の日当たり作業量の改正	
3 間接調査費	○	・「搬入路伐採等」及び「環境保全」の日当たり作業量の改正 ・「調査孔閉塞」の人員編成及び日当たり作業量の追加	
4 解析等調査業務	－	・改定なし	
5 施工管理費	－	・改定なし	

### II. 測量

#### （1）測量業務の価格積算基準

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改定について】

項目	区分	改定要旨	備考
測量業務の価格積算基準	○	・字句の訂正	
別表－1 測量業務 諸経費率表	○	・諸経費率標準値の改定	

#### （2）測量業務標準歩掛

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改定について】

項目	区分	改定要旨	備考
1 一般事項	－	・改定なし	
2 基準点測量	○	・機械経費率、通信運搬費等率及び材料費率の改正	
3 路線測量	○	・機械経費率、通信運搬費等率及び材料費率の改正 ・字句の訂正	

項目	区分	改定要旨	備考
4 現地測量	○	・機械経費率の改正	

### III. 設計

#### (1) 設計業務の価格積算基準

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
設計業務の価格積算基準	－	・改定なし	

#### (2) 設計業務標準歩掛

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
1 一般事項	○	・業務の成果品質確保対策の実施に係る補足説明を追加	※参考
2 頭首工	－	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
3 ポンプ場	○	・吐出量補正表の記載修正（適用文との整合） ・「難易度補正」の追記	
4 水路工	－	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
5 ほ場整備	－	・改定なし （「難易度補正」の追記及び字句等の軽微な修正のみ）	
6 畑地かんがい施設	－	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
7 農道	○	・歩掛調査による歩掛改定 ・「難易度補正」の追記	
8 積算参考資料作成	－	・改定なし（字句等の軽微な修正のみ）	

※以下 URL の取り組み対応する歩掛を積算基準に掲載したもの。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-205.pdf>

### IV. 業務関係資料

#### (1) 現場技術業務の実施要領等

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
現場技術業務実施要領	－	・改定なし（字句等の軽微な修正のみ）	
別添－1 現場技術業務の価格積算基準	○	・「国家公務員等旅費に関する法律」（旅費法）改正に伴う旅費交通費算定の改定 ・現場経費の内容の明確化	
別添－2 現場技術業務契約書例	○	・国債業務の場合における[注]書きの追加 ・（字句等の軽微な修正）	
別添－3 現場技術業務共通仕様書例	○	・打合せ等について「ワンデーレスポンス」の内容を追加 ・履行報告の方法について改定 ・個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除 ・電子納品提出の項目削除 ・（字句等の軽微な修正）	

#### (2) 記録映像製作業務の価格積算基準

項目	区分	改定要旨	備考
4 記録映像製作業務費の積算	－	・改定なし	

### (3) 良質構造物設計施工技術検討業務実施要領

項目	区分	改定要旨	備考
全般	—	・改定なし	

## V. 積算参考歩掛

### (1) 設計業務等の積算参考歩掛

【6 農振第 2803 号 R7.3.26 部長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る運用等の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
第1 設計業務等の積算参考歩掛の取扱い	—	・改定なし	
第2 設計業務積算参考歩掛 1 コンクリートダム	—	・改定なし	
第2 設計業務積算参考歩掛 2 フィルダム	—	・改定なし	
第2 設計業務積算参考歩掛 3 頭首工	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 4 溪流取水工	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 5 ポンプ場	○	・吐出量補正表の記載修正（適用文との整合） ・「難易度補正」の追記	
第2 設計業務積算参考歩掛 6 水路工	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 7 ほ場整備	—	・改定なし （「難易度補正」の追記及び字句等の軽微な修正のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 8 畑地かんがい施設	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 9 営農飲雜用水施設	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 10 農道	○	・橋梁の基本設計の歩掛改定 ・「難易度補正」の追記	
第2 設計業務積算参考歩掛 11 ため池改修	—	・改定なし （「難易度補正」の追記のみ）	
第2 設計業務積算参考歩掛 12 小水力発電所	—	・改定なし	

### (2) 機能診断業務の積算参考歩掛

【6 農振第 2803 号 R7.3.26 部長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る運用等の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
第1 機能診断業務積算参考歩掛の取扱い	—	・改定なし	
第2 機能診断業務積算参考歩掛けの留意事項	—	・改定なし	
第3 機能診断業務費の積算について	—	・改定なし	
第4 調査業務の積算参考歩掛	—	・改定なし	
第5 設計業務の積算参考歩掛け	—	・改定なし	
第6 参考資料	—	・改定なし	

## VI. 留意事項

### (1) 設計業務等の価格積算基準等の留意事項

【6 農振第 2803 号 R7.3.26 部長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る運用等の改正について】

【6 農振第 2803 号-1 R7.6.5 部長通知「R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る運用等の改正」一部修正】

項目	区分	改定要旨	備考
第1 記録映像製作業務 間接経費率及び諸経費率の標準値	—	・改定なし	
第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について	○	・「国家公務員等旅費に関する法律」(旅費法) 改正に伴う旅費交通費算定の改定	
第3 記録映像製作業務について	—	・改定なし	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 I 地質・土質調査業務	○	・「業務写真における黒板情報の電子化」チェックシステム URL の修正 ・旅費交通費積算要領改定に伴う追記 ・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 II 測量業務	○	・「業務写真における黒板情報の電子化」チェックシステム URL の修正 ・旅費交通費積算要領改定に伴う追記 ・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 III 設計業務	○	・「業務写真における黒板情報の電子化」チェックシステム URL の修正 ・旅費交通費積算要領改定に伴う追記 ・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更 ・(字句等の軽微な修正)	※一部修正 ・頭首工(渓流取水工) ・水路工
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 IV 積算参考資料作成業務	○	・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 V 現場技術業務	○	・現場技術業務民間競争入札実施要項の改定に伴う改定 ・旅費交通費積算要領改定に伴う追記 ・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 VI 記録映像制作業務	○	・情報共有システムについて対象外に改定 ・旅費交通費積算要領改定に伴う追記	
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例 VII 施設機能診断業務	○	・「業務写真における黒板情報の電子化」チェックシステム URL の修正 ・建設コンサルタント業務等低入札業務における品質確保対策の試行についての一部改正に伴う算出割合変更 ・(字句等の軽微な修正)	
第5 設計業務における照査技術者の配置について	—	・改定なし	
第6 電子成果品作成費について	—	・改定なし	
第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項	○	・パイプライン附帯構造物の対象施設(追記) ・他省庁歩掛等の取扱い(削除) ・「国家公務員等旅費に関する法律」(旅費法) 改正に伴う旅費交通費算定の改定 ・(字句等の軽微な修正)	
第8 設計業務歩掛見積り要領について	—	・改定なし	

※調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例は以下の URL より。

[https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu\\_siyo/syo/k\\_tokubetu/](https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu_siyo/syo/k_tokubetu/)

## VII. 設計業務管理の手引書

【6 農振第 2803 号 R7.3.26 部長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る運用等の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
設計業務管理の手引書	一	・改定なし（図書発行年月及び字句等の軽微な修正のみ）	

※設計業務管理の手引書は以下の URL より。

[https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/k\\_takubetsu/](https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_takubetsu/)

## VIII. 技術者基準日額

### (1) 令和7年度調査設計業務等の技術者基準日額

【6 農振第 2564 号 R7.2.21 局長通知\_R7.3 から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価】

項目	区分	改定要旨	備考
1 技術者基準日額	○	・基準日額を更新（令和6年度→令和7年度）	
2 記録映像製作業務の基準日額	○	・基準日額を更新（令和6年度→令和7年度）	

## IX. 測量機械等損料

### (1) 測量業務等の機械経費

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
1 測量機械等損料	一	・改定なし	
2 記録映像製作機械等損料	一	・改定なし	

## X. 関連資料等

### (1) 調査・測量・設計業務共通仕様書

【6 農振第 2802 号 R7.3.26 局長通知\_R7 から適用する土地改良事業等に関する積算基準の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
地質・土質調査業務共通仕様書	○	・打合せ等について「ワンデーレスpons」の内容を追加 ・個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除 ・業務内容について「計画準備」の内容を追加	
測量業務共通仕様書	○	・打合せ等について「ワンデーレスpons」の内容を追加 ・個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除	
設計業務共通仕様書	○	・打合せ等について「ワンデーレスpons」の内容を追加 ・個人情報の取扱いについての記載法令の一部を削除	
業務請負契約、調査・測量・設計業務共通仕様書等に基づく提出様式	○	・業務関係書類一覧表の提出書類の見直し (個人情報が含まれる資料の取扱い)	

※調査・測量・設計業務共通仕様書は、以下の URL より。

[https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/k\\_gyomu/index.html](https://www.maff.go.jp/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_gyomu/index.html)

## ●その他通知の改正等情報

### (1) 農林水産省農村振興局測量作業規程

【※R7. 6. 20 時点未改正】

項目	区分	改定要旨	備考
測量作業規定 (一部改正)	○	<p>国土地理院の公共測量の「作業規定の準則」が令和6年度未改正されたことに伴い、農林水産省農村振興局制定「測量作業規程」を改正予定。</p> <p>〔改正内容（参考：国土地理院改定内容）〕</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 全国の標高成果の改定に関連する条文の改正</li><li>2. GNSS 標高測量の導入</li><li>3. 「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」の準則への反映</li><li>4. その他<ul style="list-style-type: none"><li>・航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量のオリジナルデータに関する規定に点密度を追加</li><li>・計算式（平面直角座標 → 経緯度座標への変換）の改善</li></ul></li></ol>	

※現行の測量作業規定は、以下の URL より。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/k\\_sokuryo/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_sokuryo/)

### (2) 工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について

【6 農振第 2084 号 R7. 3. 27 課長通知\_R6 から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る通知の改正について】

項目	区分	改定要旨	備考
工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について (一部改正)	○	・字句修正	

※工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用については、以下の URL より。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/index.html>

## 2. 設計基準類の制改定について

## 計画・設計・管理基準類の整備状況

(令和7年5月 現在)

計画基準			設計基準			その他の技術資料			その他の技術資料		
名称	制改定	備考	名称	制改定	備考	名称	制改定	備考	名称	制改定	備考
農業用水(水田)	H22. 7	R6.3一部改正	ダム	H15. 4		ここが知りたいQ&A	H15. 3		地すべり防止施設の個別施	H29. 3	
農業用水(畑)	H27. 5	R6.3一部改正	頭首工	H 7. 7	R 6.3一部改正	よりよき設計のポイント	H10. 3		設計画(長寿命化計画)策定		
水温水質	S42. 11		水路工	H13. 2	H26.3一部改正	頭首工の魚道	H14. 10	H23.3は対外説明不可	の手引き		
排水	R 7. 4		パイプライン	R 3. 6		限界状態設計法	H 4. 3	H26.3一部改正	地すべり防止施設の機能保		
開墾	S31. 12	S59.1一部改正	水路トンネル	H 8. 10	H26.3一部改正	地すべり防止対策	H 5. 12		全の手引き～統合版～	H29. 3	
農地開発(開畠)	S52. 1		ポンプ場	H 9. 1	H30.5一部改正	混在擁壁、二重締切、杭基礎	H 6. 8				
海面干拓	S27. 12		農道	R 6. 3		環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第1編)	H14. 2				
湖沼干拓	S31. 12					“(第2編)	H15. 3				
埋立	S31. 12					“(第3編)	H16. 5				
ほ場整備(水田)	H25. 4	R6.3一部改正	海面干拓	S41. 3		技術指針	H27. 5		技術指針等(機械)		
ほ場整備(畑)	H19. 4	R2.7一部改正	水利アスファルト工(前編)	S42. 2		農業農村整備事業における景観配慮の手引き	H18. 5				
暗渠排水	H29. 5	R2.7一部改正	水利アスファルト工(後編)	S45. 6		“技術指針	R 7. 4		名 称	制改定	備 考
土層改良	S59. 1					農業水利施設のコンクリート構造物 調査・評価・対策	H19. 4		〈技術指針〉		
農地保全	S54. 7					工法選定マニュアル	R 5. 4		水管理制御方式		
水質障害対策	S55. 8					農業水利施設の機能保全の手引き			・畑地かんがい編	S51. 5	
農道	R 6. 3					“技術指針			・計画設計編	R 6.10	
農地地すべり防止対策	R 4. 5					耐震設計	H27. 5		鋼構造物計画設計		
						“「パイプライン」	H28. 8		・水門扉編	H21. 3	
						“「開水路」	H28. 8		・小形水門扉編	H22. 3	ダム水門と統合(利用の手引き)
						“「頭首工」	H28. 8		・小水力発電編	H26.12	
						“「水路トンネル」	H28. 8		・除塵設備編	H13. 3	H27.3一部改正
						“「頭首工(ゲート設備)」	H22. 6		電気設備計画設計		
						“「ポンプ場(ポンプ設備)」	H25. 4		・高圧編	H19. 3	R1.9一部改正
						“「頭首工(ゴム堰)」	H25. 4		・特別高圧編	H20. 3	
						“「除塵設備」	H25. 4		ゴム引布製起伏堰施設	H19. 3	
						“「電気設備」	H25. 5		高N s・高流速ポンプ設備計画	H18. 3	
						“「水管理制御設備」	H25. 5		バルブ設備計画設計	H13. 3	H27.3一部改正
						農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27. 11		〈手引き〉		
						農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル			土地改良事業用無線等通信	H18. 6	
						【開水路編】	R 5. 3		無塗装耐候性橋梁・計画・設計・施工	H 4. 6	
						【パイライン編】(案)	H29. 4				
						【鋼矢板水路腐食対策(補修)編】(案)	R 1. 9				
						【鋼管等腐食対策編】(案)	R 2. 3				
						【水路トンネル編】	R 3. 6				
									管 理 基 準		
									名 称	制改定	備 考
									土地改良施設管理基準		
									ダム編	R 5. 5	
									排水機場編	H20. 9	
									頭首工編	R 7. 5	
									用水機場編	H30. 5	

注) ①計画・設計基準 : 土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準であり、計画基準は調査・計画について、設計基準は工事の設計・施工について遵守すべき基準を定めたもの。

②管理基準 : 国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。

③その他の技術資料 : 「指針」は、基準の一部についての詳述や開発段階にある技術等を内容とした技術参考資料、「手引き」は土地改良事業等の実施に当たり新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料、その他の資料は参考となる設計手法、新工法等を解説した設計技術資料。

〔参考〕改定概要（農水HP 農業農村整備部会関係資料より）

## ■ 土地改良事業計画設計基準 計画「排水」（R7.4）

### 改定の背景

- ・ 土地改良事業計画設計基準 計画「排水」は、土地改良事業計画の作成に当たり必要となる調査計画手法の基本的な事項等を定めたもの。昭和29年に制定して以降、平成18年に現行基準に改定、平成31年に最終改定され、約5年が経過。
- ・ この間、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようすること等が位置付けられたことを踏まえ、排水事業における将来の降雨予測に基づく計画策定手法を確立し、計画基準「排水」を改定する必要。

### 改定のポイント

- ・ 排水事業における将来の降雨予測に基づく計画策定手法について、「計画基準降雨は、気候予測資料により求めた降雨量変化倍率を用いて算定することを基本とする」ことを追加

※ 計画基準降雨は、事業計画における計画排水量の算定根拠として採用する降雨のこと。

## ■ 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（R7.4）

### 改定の背景

- ・ 「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための技術参考資料として定めたもの。平成30年に制定され、約7年が経過。
- ・ 一層の農村景観の保全・形成を図るため、水路の安全対策の推進及びスマート農業の進展といった社会情勢の変化、景観配慮を契機とした地域づくりの留意点、蓄積した取組事例の反映が必要。

### 改定のポイント

- ・ 社会情勢の変化と景観配慮の関わりについての記述及び参考資料の追記
- ・ 計画段階から「地域づくりの気運醸成等を通じた景観資源の価値を高める仕組みづくり」、「多様な主体の参画による農村景観の保全・形成」に取り組むに当たっての留意点及び取組事例の追記
- ・ 農道整備、ほ場整備、畠地整備等の景観配慮の取組事例の追記

## ■ 土地改良施設管理基準「頭首工」(R7.5)

### 改定の背景

- ・ 土地改良施設管理基準「頭首工」は、国営土地改良事業で新築又は改築された頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定め平成9年に制定し、平成24年に現行基準に改定され、約13年が経過。
- ・ これまでの管理実態及び明治用水頭首工において発生した漏水事故を受けて、日常管理における点検項目の見直し及び業務継続計画(BCP)の整備が求められている。
- ・ 近年の水害の激甚化等に対応するための操作管理が必要となっている。
- ・ また、UAV、ICT等を活用した頭首工の点検、機能監視等の高度化及び省力化のストックマネジメント管理技術を反映させる必要があり、これらの状況に適切に対応するため、土地改良施設管理基準「頭首工」を改定するもの。

### 改定のポイント

- ・ 管理実態や突発事故を踏まえた点検項目等の記載を見直し。
- ・ 業務継続計画(BCP)の整備について記載。
- ・ 大雨・豪雨の増加傾向に対応した操作管理に係る記載を見直し。
- ・ 新技術の導入によるストックマネジメント管理技術の向上について記載。
- ・ 管理記録の保存、共有、活用及び報告に係る記載を見直し。

# 土木工事積算基準関係

1. 令和7年度 土地改良工事積算基準(土木工事)等の改正概要 ······ B-1
2. 土地改良工事積算基準(土木工事)の改正要旨 ······ B-30



## 令和7年度 土地改良工事積算基準（土木工事）等の改正概要

### 1. はじめに

土地改良工事積算基準等は、標準的な工事の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき隨時改正を行っています。また、品質確保対策及び働き方改革に関する各種通知が例年多数発出されています。

本紙は、令和7年4月の積算基準（土木工事）に係る各種通知の概要について記載するものです。

### 2. 改正通知の一覧

#### （1）土地改良工事積算基準（土木工事）に係る改正通知等一覧（令和7年6月20日時点）

文書名、内容については土木工事に関する事項を抜粋して記載しています。

番号	施行日 文書番号	施行者	文書名	内容
1	令和7年2月17日付 6農振第2553号	農村振興局長	令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について	R7年度労務単価
2	令和7年2月18日付 6予第2177号	大臣官房参事官 (経理)	「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について	R7年度労務単価特例措置
3	令和7年3月26日付 6農振第2802号	農村振興局長	令和7年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について	通称：局長通知
3-1	〃	〃	1 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について	通称：共通仮設費算定基準 本紙3. (1) 参照
3-2	〃	〃	2 土地改良事業等請負工事標準歩掛について	通称：標準歩掛 本紙3. (2) イ 参照
	〃	〃	3～13 [略]	
4	令和7年4月9日付 6農振第2802号-1	農村振興局長	「令和7年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について」の一部修正について	2802号の一部修正
5	令和7年3月26日付 6農振第2803号	農村振興局整備部長	令和7年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る運用等の改正について	通称：部長通知
5-1	〃	〃	1 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛について	通称：参考歩掛 本紙3. (2) ウ 参照
5-2	〃	〃	2 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について	通称：基準の運用 本紙3. (5) 参照
5-3	〃	〃	3 施工パッケージ型積算方式の試行について	通称：施工パッケージ 本紙3. (2) エ 参照
5-4	〃	〃	4 施工パッケージ型積算方式の試行に係る標準単価について	通称：施工パッケージ標準単価表

	〃	〃	5～12 [略]	
6	令和7年3月28日付6農振第3022号	農村振興局整備部設計課長	令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて	本紙5. (1) 参照
7	令和7年3月28日付事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室課長補佐(積算基準班)	「令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」の運用について	本紙5. (1) 参照
8	令和7年3月27日付6農振第2084号	農村振興局整備部設計課長	令和7年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る通知の改正について	通称: 課長通知
8-1	〃	〃	1 工事費等の積算基準の公表図書について(一部改正)	公表図書の見直し
8-2	〃	〃	2 国営土地改良事業等請負工事における「工事工種の体系化」について(一部改正)	工事工種体系ツリーの見直し
8-3	〃	〃	3 工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について(一部改正)	週休2日補正に関する見直し 本紙5. (2) 参照
8-4	〃	〃	4 工事における現場環境改善費の積算要領について(一部改正)	現場環境改善費率の見直し 本紙5. (3) 参照
8-5	〃	〃	5 工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について	一部見直し
8-6	〃	〃	6 快適トイレの導入に関する試行について	語句修正
9	令和7年3月27日付事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室長	令和7年度土地改良工事数量算出要領(案)(土木工事)及び令和7年度土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)の制定について	一部見直し
10	令和4年8月8日付4予第817号	大臣官房参事官(経理)	工事請負契約書第26条第5項の運用について	本紙6. (2)・(3) 参照
11	令和4年11月17日付事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室長	建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について	本紙5. (5) 参照
12	令和5年4月10日付事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室課長補佐(積算基準班)	ため池工事積算マニュアル(案)について	本紙5. (6) 参照
13	令和7年4月7日付7農振第3号	農村振興局整備部設計課長	「コンクリート構造物におけるプレキヤストコンクリート製品の導入促進について」の一部改正について	通知の一本化 プレキヤスト製品導入の可否に精査が必要な場合の検討方法を追記

注) 今後も新たに通知や正誤表が発出される場合があります。

## (2) 各種通知の掲載 web ページ

各種通知は下記 web ページに記載されています。(一部例外あり)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>

### 3. 土地改良工事積算基準（土木工事）改正の概要

以下に、基準等改正のポイントを記載します。主要なものだけとしますので、詳細は通知本文にてご確認ください。

#### （1）土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

- ・質量 20t 以上の建設機械運搬方法に関する表改正。

機 械 名	規 格	車 載		備 考	
		車種	機械質量 ( t )		
路面切削機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50 (27.00)	( ) 内は排出 ガス対策型 (2014年規制) の場合の機械 質量	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m、幅2.0m	トレーラ	23.00		
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m、幅2.0m	トレーラ	24.70		
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00		
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板II・III・IV型用	トレーラ	29.70		
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> ／平積0.3m <sup>3</sup>	トレーラ	22.00		
(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。 2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。					

#### （2）標準歩掛、積算参考歩掛及び施工パッケージ

新設、廃止、適用範囲の変更等、特に留意が必要な改定を抜粋して記載します。その他の改定は別添の改正要旨及び通知文書を参照してください。

##### ア. 各項目共通

全般的に下記の見直しを行っています。

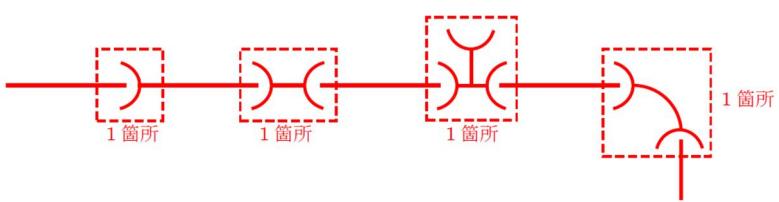
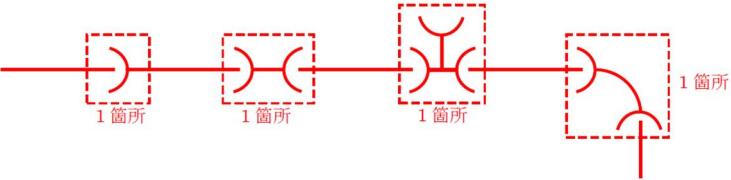
- ・燃料消費量の見直し
- ・機械規格（主に排出ガス対策型）の見直し
- ・歩掛労務数量や諸雑费率、日当たり施工量の見直し
- ・歩掛名称の見直し

## イ. 標準歩掛

項目	改正概要																																
1. 土工 ② 機械施工の 共通事項	<p>農用地造成工事におけるレーキドーザ機種選定表の改正</p> <p>1-2-1 機種選定表 (掘削・運土作業)</p> <p>表 1. 2 機種選定表 (掘削・運土作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>規格</th> <th>摘要区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レーキドーザ (農用地造成工事)</td> <td> <u>11t 級</u>  <u>15t 級</u>  <u>21t 級</u> </td> <td>           対象面積が 2ha 未満の場合            " 2~10ha 未満の場合            " 10ha 以上の場合         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1-2-1 機種選定表 (抜根・排根作業)</p> <p>表 1. 2 機種選定表 (抜根・排根作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>規格</th> <th>摘要区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿地レーキドーザ (農用地造成工事)</td> <td> <u>13t 級</u>  <u>16t 級</u>            [削る。]         </td> <td>           対象面積が 2ha 未満の場合            " 2ha 以上の場合            [削る。]         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。</p>	機種	規格	摘要区分	レーキドーザ (農用地造成工事)	<u>11t 級</u> <u>15t 級</u> <u>21t 級</u>	対象面積が 2ha 未満の場合 " 2~10ha 未満の場合 " 10ha 以上の場合	機種	規格	摘要区分	湿地レーキドーザ (農用地造成工事)	<u>13t 級</u> <u>16t 級</u> [削る。]	対象面積が 2ha 未満の場合 " 2ha 以上の場合 [削る。]																				
機種	規格	摘要区分																															
レーキドーザ (農用地造成工事)	<u>11t 級</u> <u>15t 級</u> <u>21t 級</u>	対象面積が 2ha 未満の場合 " 2~10ha 未満の場合 " 10ha 以上の場合																															
機種	規格	摘要区分																															
湿地レーキドーザ (農用地造成工事)	<u>13t 級</u> <u>16t 級</u> [削る。]	対象面積が 2ha 未満の場合 " 2ha 以上の場合 [削る。]																															
2. 共通工 ④ 裏込工 (ブ ロック張)	施工パッケージ「胴込・裏込材 (碎石)」への統合により <b>歩掛廃止</b>																																
4. 基礎工 ⑦ 場所打杭工 (アースオ ガ工・硬質地 盤アースオ ガ)	施工事例減少等により <b>歩掛廃止</b>																																
4. 基礎工 ⑧ 軟弱地盤処 理工 (スラリ 一攪拌工)	<p>機種選定表及び1日当たり施工本数表における区分の大括り化 諸雑費率に含む機械の追加</p> <p>表 5. 1 1日当たり杭施工本数 (N) (本/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>打設長 L (m)</th> <th>単軸施工 (杭径 800~1,200mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 m を超え 4 m 未満</td> <td><u>21</u></td> </tr> <tr> <td>4 m 以上 5 "</td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>5 " 6 "</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>6 " 7 "</td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td>7 " 8 "</td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td><u>8 "</u> 9 "</td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>9 " 10m 以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-3 諸雑費</p> <p>諸雑費は、足場材 (敷板) 貨料及び設置・撤去・移設、改良後の整地に要する費用、電力に関する経費等であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。</p> <p>なお、変位低減型の場合は、諸雑費率に排出土処理 (現場内仮置き) に関する費用を含む。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>表 5. 1 1日当たり杭施工本数 (N) (本/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>打設長 L (m)</th> <th>単軸施工 (杭径 800~1,200mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 m を超え 4 m 未満</td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>4 m 以上 5 "</td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>5 " 6 "</td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td>6 " 7 "</td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>7 " 9 "</td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> <tr> <td>9 " 10m 以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	打設長 L (m)	単軸施工 (杭径 800~1,200mm)	3 m を超え 4 m 未満	<u>21</u>	4 m 以上 5 "	<u>18</u>	5 " 6 "	<u>15</u>	6 " 7 "	<u>14</u>	7 " 8 "	<u>12</u>	<u>8 "</u> 9 "	<u>11</u>	9 " 10m 以下	10	打設長 L (m)	単軸施工 (杭径 800~1,200mm)	3 m を超え 4 m 未満	<u>20</u>	4 m 以上 5 "	<u>17</u>	5 " 6 "	<u>14</u>	6 " 7 "	<u>13</u>	7 " 9 "	<u>11</u>	[削る。]	[削る。]	9 " 10m 以下	10
打設長 L (m)	単軸施工 (杭径 800~1,200mm)																																
3 m を超え 4 m 未満	<u>21</u>																																
4 m 以上 5 "	<u>18</u>																																
5 " 6 "	<u>15</u>																																
6 " 7 "	<u>14</u>																																
7 " 8 "	<u>12</u>																																
<u>8 "</u> 9 "	<u>11</u>																																
9 " 10m 以下	10																																
打設長 L (m)	単軸施工 (杭径 800~1,200mm)																																
3 m を超え 4 m 未満	<u>20</u>																																
4 m 以上 5 "	<u>17</u>																																
5 " 6 "	<u>14</u>																																
6 " 7 "	<u>13</u>																																
7 " 9 "	<u>11</u>																																
[削る。]	[削る。]																																
9 " 10m 以下	10																																

(次ページへ続く)

	<p>5-3 諸雑費</p> <p>諸雑費は、足場材（敷設板）賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地（<u>バックホウ運転費用</u>）、<u>グラウトポンプの遠隔操作の機器</u>に要する費用、電力に関する経費等であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。</p> <p>なお、変位低減型の場合は、諸雑費率に排出土処理（<u>エアリフト及び現場内仮置き</u>）に関する費用を含む。</p>
6. 河川・水路工 ③ 排水材設置工（構造物背面排水材）	<p>歩掛名称の変更、参考図の追加</p> <p><u>（参考図）</u></p> <p>L型擁壁</p> <p>橋台</p>
7. 管水路工 ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	<p>布設歩掛及び接合歩掛注釈の情報追記、参考図の追加</p> <p>表3.1 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1. [略] 2. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。 4. [略]</p> <p>3-2 接合歩掛</p> <p>[略]</p> <p>(注) 接合箇所数及び施工延長は、呼び径別に計上する。 [新設]</p> <p>表3.2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>表3.1 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1. [略] 2. <u>片受直管</u>、ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。 <u>なお、接合箇所とは管の接合を含み、継手材による接合の場合は継手材1個当たり1箇所である。</u> 4. [略]</p> <p>(次ページへ続く)</p>

	<p>3-2 接合歩掛 [略] (注) 1. 接合箇所数及び施工延長は、呼び径別に計上する。 2. 異径継手については、受口のうち最も大きい呼び径を適用する。</p> <p>表3.2 [略]</p> <p>(参考)</p> 
<p>7. 管水路工 ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設</p>	<p>布設歩掛及び接合歩掛注釈の情報追記、参考図の追加</p> <p>表3.1 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛 [略]</p> <p>(注) 1. [略] 2. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。</p> <p>4. ~6. [略]</p> <p>3-2 接合歩掛 [略] (注) 接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。 [新設]</p> <p>表3.2 [略] [新設]</p> <p>表3.1 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛 [略]</p> <p>(注) 1. [略] 2. <u>片受直管</u>、ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。 なお、接合箇所とは管の接合を含み、継手材による接合の場合は継手材1個当たり1箇所である。 4. ~6. [略]</p> <p>3-2 接合歩掛 [略] (注) 1. 接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。 2. 異径継手については、受口のうち最も大きい呼び径を適用する。</p> <p>表3.2 [略]</p> <p>(参考)</p> 

<p>8. 道路工 ⑦ 排水材設置工 (水平排水層)</p>	<p>新規制定</p> <p>⑦ 排水材設置工 (水平排水層)</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、盛土（路体盛土等）内の浸透水の排除を目的に設置する帯状の排水材（帯状シート・全透水型（立体網状体等））を設置、及びフィルター材（砕石等）を敷設する作業に適用する。なお、帯状の排水材の設置は水平排水材、フィルター材（砕石等）の敷設はフィルター層とする。</p> <p>1-1 適用出来る範囲 1-1-1 水平排水材 (1) 現地発生土及び鉄丸釘等を用いて固定する方法を標準とし、排水材規格は幅100mm 以上600mm 以下、厚50mm以下の場合。 (2) 帯状シート及び全透水型の場合。 1-1-2 フィルター層 (1) フィルター層（水平排水層）及びフィルター層（基盤排水層）の場合。 (2) フィルター層は厚300mm 以上500mm 以下の場合。</p> <p>1-2 適用出来ない範囲 1-2-1 水平排水材 (1) 切盛境に設置する場合。 (2) 構造物背面のコンクリート面に設置する場合。 (3) 補強土壁及び補強盛土の補強領域内への浸透を排除するため、盛土の一定厚さごとに、水平排水材を設置する場合。 (4) 帯状排水材の全透水型（メッシュチューブ型）及び半透水型の場合。</p> <p>1-2-2 フィルター層 (1) 排水層内に暗渠排水管を埋設する場合。 (2) 軟弱地盤処理工の場合。 (3) 補強土壁及び補強盛土の補強領域内への浸透を排除するため、盛土の一定厚さごとに、フィルター層を敷設する場合。</p>																																																		
<p>10. 農地造成工 ② レーキドーザ伐根</p>	<p>選定機種、現場条件判定基準の改正</p> <p>表 2. 1 機種の選定</p> <table border="1" data-bbox="663 938 1208 1080"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レーキドーザ</td> <td>普通11t 普通15t 普通21t 湿地13t 湿地16t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) [略]</p> <p>表 3. 2 作業効率</p> <table border="1" data-bbox="663 1147 1208 1320"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>現場条件</th> <th>良好</th> <th>普通</th> <th>不良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21t レーキドーザ</td> <td></td> <td>0.65</td> <td>0.85</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>15t レーキドーザ</td> <td></td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>11t レーキドーザ</td> <td></td> <td>1.15</td> <td>1.35</td> <td>1.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 湿地用レーキドーザ使用の場合 16t、13t はそれぞれ本表の 15t、11t の欄を適用する。</p> <p>表 3. 3 抜根作業の現場条件判定基準</p> <table border="1" data-bbox="663 1388 1208 1821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勾配</td> <td>0~3° 未満 3~8° 8° ~</td> <td>0 1 3</td> </tr> <tr> <td>立木率</td> <td>0~10% 11~50 51~100</td> <td>0 1 2</td> </tr> <tr> <td>稚樹等密度</td> <td>0~1,000 本/ha 1,001~2,000 2,001~3,000 3,001~</td> <td>0 1 2 3</td> </tr> <tr> <td>土質名</td> <td>砂質土 粘性土</td> <td>0 1</td> </tr> <tr> <td>その他作業条件</td> <td>普やや不 良良</td> <td>0 1 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1..2. [略] 3. 湿地用レーキドーザ使用の場合、勾配及び土質の得点については 1 を 0、3 を 2 と読み替える。</p> <p>表 3. 4 現場条件判定表</p> <table border="1" data-bbox="663 1927 1208 1987"> <thead> <tr> <th>現場条件</th> <th>良好</th> <th>普通</th> <th>不良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点範囲</td> <td>0~2</td> <td>3~6</td> <td>7~11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページへ続く)</p>	機械名	規格	レーキドーザ	普通11t 普通15t 普通21t 湿地13t 湿地16t	機種	現場条件	良好	普通	不良	21t レーキドーザ		0.65	0.85	1.05	15t レーキドーザ		0.80	1.00	1.20	11t レーキドーザ		1.15	1.35	1.55	項目	区分	得点	勾配	0~3° 未満 3~8° 8° ~	0 1 3	立木率	0~10% 11~50 51~100	0 1 2	稚樹等密度	0~1,000 本/ha 1,001~2,000 2,001~3,000 3,001~	0 1 2 3	土質名	砂質土 粘性土	0 1	その他作業条件	普やや不 良良	0 1 2	現場条件	良好	普通	不良	得点範囲	0~2	3~6	7~11
機械名	規格																																																		
レーキドーザ	普通11t 普通15t 普通21t 湿地13t 湿地16t																																																		
機種	現場条件	良好	普通	不良																																															
21t レーキドーザ		0.65	0.85	1.05																																															
15t レーキドーザ		0.80	1.00	1.20																																															
11t レーキドーザ		1.15	1.35	1.55																																															
項目	区分	得点																																																	
勾配	0~3° 未満 3~8° 8° ~	0 1 3																																																	
立木率	0~10% 11~50 51~100	0 1 2																																																	
稚樹等密度	0~1,000 本/ha 1,001~2,000 2,001~3,000 3,001~	0 1 2 3																																																	
土質名	砂質土 粘性土	0 1																																																	
その他作業条件	普やや不 良良	0 1 2																																																	
現場条件	良好	普通	不良																																																
得点範囲	0~2	3~6	7~11																																																

	<p style="text-align: center;"><b>表 2. 1 機種の選定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 名</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">レー キ ド ー ザ</td> <td style="text-align: center;"> <small>〔削る。〕</small>  <small>〔削る。〕</small>  <small>〔削る。〕</small>  <small>湿地 13t</small>  <small>湿地 16t</small> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3. 2 作業効率</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">機 種</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">現場条件</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">良 好</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">普 通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16t 湿地レー キ ド ー ザ</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13t 湿地レー キ ド ー ザ</td> <td style="text-align: center;">1.15</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> <td style="text-align: center;">1.55</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔削る。〕</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3. 3 排根作業の現場条件判定基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">得 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勾 配</td> <td style="text-align: center;"> <small>0 ~ 8° 未満</small>  <small>〔削る。〕</small>  <small>8° ~</small> </td> <td style="text-align: center;"> <small>0</small>  <small>〔削る。〕</small>  <small>2</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立 木 率</td> <td style="text-align: center;"> <small>0 ~ 10 %</small>  <small>11 ~ 50</small>  <small>51 ~ 100</small> </td> <td style="text-align: center;"> <small>0</small>  <small>1</small>  <small>2</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稚 樹 等 密 度</td> <td style="text-align: center;"> <small>0 ~ 1,000 本/ha</small>  <small>1,001 ~ 2,000</small>  <small>2,001 ~ 3,000</small>  <small>3,001 ~</small> </td> <td style="text-align: center;"> <small>0</small>  <small>1</small>  <small>2</small>  <small>3</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> <td style="text-align: center;">〔削る。〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他 作 業 条 件</td> <td style="text-align: center;"> <small>普 通</small>  <small>や や 不 良</small>  <small>不 良</small> </td> <td style="text-align: center;"> <small>0</small>  <small>1</small>  <small>2</small> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 1..2. 〔略〕 〔削る。〕</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3. 4 現場条件判定表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現場条件</th> <th style="text-align: center;">良 好</th> <th style="text-align: center;">普 通</th> <th style="text-align: center;">不 良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">得点範囲</td> <td style="text-align: center;">0 ~ 2</td> <td style="text-align: center;">3 ~ 6</td> <td style="text-align: center;">7 ~ 9</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	レー キ ド ー ザ	<small>〔削る。〕</small> <small>〔削る。〕</small> <small>〔削る。〕</small> <small>湿地 13t</small> <small>湿地 16t</small>	機 種	現場条件	良 好	普 通	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	16t 湿地レー キ ド ー ザ	0.80	1.00	1.20	13t 湿地レー キ ド ー ザ	1.15	1.35	1.55	項 目	区 分	得 点	勾 配	<small>0 ~ 8° 未満</small> <small>〔削る。〕</small> <small>8° ~</small>	<small>0</small> <small>〔削る。〕</small> <small>2</small>	立 木 率	<small>0 ~ 10 %</small> <small>11 ~ 50</small> <small>51 ~ 100</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small>	稚 樹 等 密 度	<small>0 ~ 1,000 本/ha</small> <small>1,001 ~ 2,000</small> <small>2,001 ~ 3,000</small> <small>3,001 ~</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small> <small>3</small>	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	そ の 他 作 業 条 件	<small>普 通</small> <small>や や 不 良</small> <small>不 良</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small>	現場条件	良 好	普 通	不 良	得点範囲	0 ~ 2	3 ~ 6	7 ~ 9
機 械 名	規 格																																														
レー キ ド ー ザ	<small>〔削る。〕</small> <small>〔削る。〕</small> <small>〔削る。〕</small> <small>湿地 13t</small> <small>湿地 16t</small>																																														
機 種	現場条件	良 好	普 通																																												
〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕																																												
16t 湿地レー キ ド ー ザ	0.80	1.00	1.20																																												
13t 湿地レー キ ド ー ザ	1.15	1.35	1.55																																												
項 目	区 分	得 点																																													
勾 配	<small>0 ~ 8° 未満</small> <small>〔削る。〕</small> <small>8° ~</small>	<small>0</small> <small>〔削る。〕</small> <small>2</small>																																													
立 木 率	<small>0 ~ 10 %</small> <small>11 ~ 50</small> <small>51 ~ 100</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small>																																													
稚 樹 等 密 度	<small>0 ~ 1,000 本/ha</small> <small>1,001 ~ 2,000</small> <small>2,001 ~ 3,000</small> <small>3,001 ~</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small> <small>3</small>																																													
〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕																																													
そ の 他 作 業 条 件	<small>普 通</small> <small>や や 不 良</small> <small>不 良</small>	<small>0</small> <small>1</small> <small>2</small>																																													
現場条件	良 好	普 通	不 良																																												
得点範囲	0 ~ 2	3 ~ 6	7 ~ 9																																												
10. 農地造成工 ③ レーキドーザ排根	<p>選定機種、現場条件判定基準の改正</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2. 1 機種の選定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 名</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">レー キ ド ー ザ</td> <td style="text-align: center;"> <small>普通 11t</small>  <small>普通 15t</small>  <small>普通 21t</small>  <small>湿地 13t</small>  <small>湿地 16t</small> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3. 2 作業効率</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">機 種</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">現場条件</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">良 好</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">普 通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">21t レーキドーザ</td> <td style="text-align: center;">0.55</td> <td style="text-align: center;">0.85</td> <td style="text-align: center;">1.15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15t レーキドーザ</td> <td style="text-align: center;">0.70</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11t レーキドーザ</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 湿地用レー キ ド ー ザ 使用の場合 16t、13t はそれぞれ本表の 15t、11t の欄を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3. 3 排根作業の現場条件判定基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">得 点</th> </tr> </thead> </table> <p style="text-align: center;">(次ページへ続く)</p>	機 械 名	規 格	レー キ ド ー ザ	<small>普通 11t</small> <small>普通 15t</small> <small>普通 21t</small> <small>湿地 13t</small> <small>湿地 16t</small>	機 種	現場条件	良 好	普 通	21t レーキドーザ	0.55	0.85	1.15	15t レーキドーザ	0.70	1.00	1.30	11t レーキドーザ	1.05	1.35	1.65	項 目	区 分	得 点																							
機 械 名	規 格																																														
レー キ ド ー ザ	<small>普通 11t</small> <small>普通 15t</small> <small>普通 21t</small> <small>湿地 13t</small> <small>湿地 16t</small>																																														
機 種	現場条件	良 好	普 通																																												
21t レーキドーザ	0.55	0.85	1.15																																												
15t レーキドーザ	0.70	1.00	1.30																																												
11t レーキドーザ	1.05	1.35	1.65																																												
項 目	区 分	得 点																																													

勾配	<u>0～3° 未満</u> <u>3～8°〃</u> 8°～	0 <u>1</u> <u>3</u>
稚樹等密度	0～1,000 本/ha 1,001～2,000 2,001～3,000 3,001～	0 1 2 3
樹量	25,000 本cm/ha 未満 25,000～45,000〃 45,000 以上	0 1 2
その他作業条件	普良 やや 不良 不 良	0 1 2

(注) 1.・2. [略]  
3. 濕地用レーキドーザ使用の場合、勾配の得点については1を0、3を2と読み替える。

4. 樹量 (本cm/ha) = 樹木密度 (本/ha) × 平均樹径 (cm)

表3.4 現場条件判定表

現場条件	良好	普通	不良
得点範囲	0～2	3～5	<u>6～10</u>



表2.1 機種の選定

機械名	規格
	[削る。]
	[削る。]
	[削る。]
レーキドーザ	湿地 13t
	湿地 16t

(注) [略]

表3.2 作業効率

機種 \ 現場条件	良好	普通	不良
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
<u>16t 濕地レーキドーザ</u>	0.70	1.00	1.30
<u>13t 濕地レーキドーザ</u>	1.05	1.35	1.65

[削る。]

表3.3 排根作業の現場条件判定基準

項目	区分	得点
勾配	<u>0～8° 未満</u> [削る。] 8°～	0 [削る。] <u>2</u>
稚樹等密度	0～1,000 本/ha 1,001～2,000 2,001～3,000 3,001～	0 1 2 3
樹量	25,000 本cm/ha 未満 25,000～45,000〃 45,000 以上	0 1 2
その他作業条件	普良 やや不良 不 良	0 1 2

(注) 1.・2. [略]  
[削る。]

3. 樹量 (本cm/ha) = 樹木密度 (本/ha) × 平均樹径 (cm)

表3.4 現場条件判定表

現場条件	良好	普通	不良
得点範囲	0～2	3～5	<u>6～9</u>

12. 地すべり 防止工 ⑤ 地すべり防 止工（じやか ご）	使用実績がないことにより <b>歩掛廃止</b>																																																																																				
15. 仮設工 ② 大型土のう 工	<p>適用範囲及び積算区分の改正（詳細については令和7年度土地改良工事積算基準（土木工事）参照）</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、大型土のうの製作・設置、撤去に適用する。なお、大型土のうの袋材は容量1m<sup>3</sup>を標準とする。なお、砂防工での仮設切工の施工に伴う大型土のうの製作・設置・撤去には適用できない。</p> <p>2. 適用範囲 本歩掛は、大型土のうの製作・設置、撤去、<u>移設</u>に適用する。なお、大型土のうの袋材は容量1m<sup>3</sup>を標準とし、<u>水中部に設置する場合は水深2.5m以内を適用範囲とする</u>。なお、砂防工での仮設切工の施工に伴う大型土のうの製作・設置・撤去には適用できない。</p>																																																																																				
15. 仮設工 ③ 水替工（小 口径）	<p>排水量区分の適用範囲拡大、動力源区分の商用電源を削除</p> <p>表3.1 機種の選定（ポンプ運転）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">排水量（m<sup>3</sup>/h）</th> </tr> <tr> <th>0以上 <u>6</u>未満</th> <th>6以上 30未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事用水中モータポンプ</td> <td>普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発動発電機</td> <td>ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td>—</td> <td><u>発動発電機を使用する場合</u></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルエンジン駆動 定格容量5kVA</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1.～3. [略] 4. <u>動力源を商用電源、発動発電機のいずれとするかは、設置期間の長短、受配電設備の要否等、設置予定個所の現場条件を総合的に勘案して定める。</u> 5. [略]</p> <p>3-2-2 労務歩掛 ポンプの排水現場1箇所当たりの日当り運転歩掛は、次表とする。</p> <p>表3.2 ポンプ運転歩掛 (人/1箇所・日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">排水方法 動力源 名稱</th> <th rowspan="3">作業時排水</th> <th colspan="2">常時排水</th> </tr> <tr> <th>商用電源</th> <th>発動発電機</th> </tr> <tr> <th>商用電源</th> <th>発動発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>0.10</td> <td>0.14</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1.～4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>表3.1 機種の選定（ポンプ運転）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">排水量（m<sup>3</sup>/h）</th> </tr> <tr> <th>0以上 <u>7</u>未満</th> <th>7以上 30未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事用水中モータポンプ</td> <td>普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発動発電機</td> <td>ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td>—</td> <td><u>削る。】</u></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルエンジン駆動 定格容量15kVA</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1</td> <td><u>削る。】</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1.～3. [略] 4. <u>現場の条件により、工事用水中モータポンプの動力源が商用電源の場合は、別途考慮する。</u> 5. [略]</p> <p>（次ページへ続く）</p>	機械名	規格	単位	数量		摘要	排水量（m <sup>3</sup> /h）		0以上 <u>6</u> 未満	6以上 30未満	工事用水中モータポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下	台	1	—		普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下	〃	—	1		発動発電機	ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	〃	1	—	<u>発動発電機を使用する場合</u>	ディーゼルエンジン駆動 定格容量5kVA	〃	—	1	〃	排水方法 動力源 名稱	作業時排水	常時排水		商用電源	発動発電機	商用電源	発動発電機	特殊作業員	0.10	0.14	0.13	〔新設〕		〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕		〔新設〕	〔新設〕	機械名	規格	単位	数量		摘要	排水量（m <sup>3</sup> /h）		0以上 <u>7</u> 未満	7以上 30未満	工事用水中モータポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下	台	1	—		普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下	〃	—	1		発動発電機	ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	〃	1	—	<u>削る。】</u>	ディーゼルエンジン駆動 定格容量15kVA	〃	—	1	<u>削る。】</u>
機械名	規格				単位	数量		摘要																																																																													
						排水量（m <sup>3</sup> /h）																																																																															
		0以上 <u>6</u> 未満	6以上 30未満																																																																																		
工事用水中モータポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下	台	1	—																																																																																	
	普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下	〃	—	1																																																																																	
発動発電機	ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	〃	1	—	<u>発動発電機を使用する場合</u>																																																																																
	ディーゼルエンジン駆動 定格容量5kVA	〃	—	1	〃																																																																																
排水方法 動力源 名稱	作業時排水	常時排水																																																																																			
		商用電源	発動発電機																																																																																		
		商用電源	発動発電機																																																																																		
特殊作業員	0.10	0.14	0.13																																																																																		
〔新設〕		〔新設〕	〔新設〕																																																																																		
〔新設〕		〔新設〕	〔新設〕																																																																																		
機械名	規格	単位	数量		摘要																																																																																
			排水量（m <sup>3</sup> /h）																																																																																		
			0以上 <u>7</u> 未満	7以上 30未満																																																																																	
工事用水中モータポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径50mm、全揚程10m以下	台	1	—																																																																																	
	普通型（潜水ポンプ） 口径100mm、全揚程10m以下	〃	—	1																																																																																	
発動発電機	ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	〃	1	—	<u>削る。】</u>																																																																																
	ディーゼルエンジン駆動 定格容量15kVA	〃	—	1	<u>削る。】</u>																																																																																

3-2-2 労務歩掛  
ポンプの排水現場1箇所当りの日当り運転管理歩掛は、次表とする。

表3.2 ポンプ運転歩掛 (人/1箇所・日)

排水方法 動力源 名 称	作業時排水		常時排水	
	〔削る。〕	発動発電機	〔削る。〕	発動発電機
〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕
世 話 役		0.04		0.04
普 通 作 業 員		0.05		0.05

(注) 1. ~ 4. [略]

### 15. 仮設工 ④ 締切排水工

#### 排水量区分の適用範囲拡大、積算条件の掲程を区分

##### 2-2 排水方法の選定

[略]

2-2-1 作業時排水とは、作業前(1~3時間)から排水し始めて作業終了後には排水を中止する方法をいう。なお、作業時排水には、コンクリート打設前後の型枠組立・養生などのための一時的に昼夜排水するものも含む。

2-2-2 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。

表3.1 機種の選定(ポンプ運転)

機 械 名	規 格	単 位	数 量				概 要
			排水量(m <sup>3</sup> /h)				
			0以上 40未満	40以上 120未満	120以上 450未満	450以上 1,300未満	
工事用水 中 モータポンプ	普通型(潜水ポンプ) 口径150mm、全揚程15m以下	台	1	—	1	—	[新設] [新設]
	普通型(潜水ポンプ) 口径200mm、全揚程15m以下	〃	二	1	2	5	[新設] [新設]
	[新設]	[新設]		[新設]	[新設]	[新設]	[新設] [新設]
	[新設]	[新設]		[新設]	[新設]	[新設]	[新設] [新設]
	[新設]	[新設]		[新設]	[新設]	[新設]	[新設] [新設]
発動発電 機	ディーゼル エンジン駆 動排出ガス 対策型(第 2次基準 値)	定格容量 25kVA 定格容量 35kVA 定格容量 60kVA 定格容量 100kVA [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]	〃 〃 〃 〃 [新設] [新設] [新設] [新設]	1 二 二 二 [新設] [新設] [新設] [新設]	— 1 — — [新設] [新設] [新設] [新設]	— 1 — 1 [新設] [新設] [新設] [新設]	[新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]
	[新設]	[新設]		[新設]	[新設]	[新設]	[新設] [新設]

(注) 1. [略]

2. 全揚程が15m以下の場合、工事用水中モータポンプの規格は全揚程10mを標準とする。

3. 工事用水中モータポンプ及び発動発電機は、賃料とする。

4. [略]

5. [略]

6. [略]

[新設]



2-2 排水方法の選定

[略]

2-2-1 作業時排水とは、作業前から排水し始めて作業終了後には排水を中止する方法をいう。なお、作業時排水には、コンクリート打設前後の型枠組立・養生などのための一時的に昼夜排水するものも含む。ポンプの稼働時間は8時間を標準とする。

2-2-2 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。ポンプの稼働時間は24時間を標準とする。

(次ページへ続く)

機械名	規格	単位	数量						摘要
			排水量 (m³/h)						
工事用水中モータポンプ	普通型 (潜水ポンプ) 口径 150mm	台	[削る。]	0 以上 120 未満	120 以上 450 未満	450 以上 1,200 未満	1,200 以上 1,600 未満	1,600 以上 1,800 未満	
全揚程 10m	普通型 (潜水ポンプ) 口径 200mm	〃	[削る。]	1	2	5	二	二	
工事用水中モータポンプ	普通型 (潜水ポンプ) 口径 250mm	〃		二	二	二	4	5	
全揚程 15m	普通型 (潜水ポンプ) 口径 150mm	〃		二	1	二	二	二	
工事用水中モータポンプ	普通型 (潜水ポンプ) 口径 200mm	〃		1	2	二	二	二	
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 (超低騒音型) 排出ガス対策型 (第3次基準値)	定格容量 45kVA	〃 [削る。]	1	—	—	二	二	
全揚程 10m		定格容量 75kVA	〃 [削る。]	1	—	—	二	二	
発動発電機		定格容量 125kVA	〃 [削る。]	—	—	1	二	二	
全揚程 15m		定格容量 200kVA	〃	二	二	二	1	二	
		定格容量 250kVA	〃	二	二	二	二	1	
		定格容量 60kVA	〃	1	二	二	二	二	
		定格容量 125kVA	〃	二	1	二	二	二	

(注) 1. [略]  
[削る。]  
2. 工事用水中モータポンプ及び発動発電機は、賃料とする。[なお、口径 250mm の水中モーターポンプについて  
は賃料とする。](#)  
3. [略]  
4. [略]。  
5. [略]  
6. 排水量、全揚程により機種の選定を行うものとする。

15. 仮設工  
⑯ 油圧圧入引抜工 (ハット形鋼矢板)

鋼矢板型式に 45H、50H 新設、移動時間等施工実態の変動を日当たり施工量へ反映 (詳細については令和 7 年度土地改良工事積算基準 (土木工事) 参照)

表 3. 1 機種選定		
施工方法		圧入
最大N値		$N_{max} \leq 25$
鋼矢板型式		$N_{max} \leq 50$
10H・25H型		エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ハット形鋼矢板900mm用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,200kN
[新設]		

(注) 圧入 ( $N_{max} \leq 50$ ) は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用するものとし、 $N_{max} \leq 25$  においても転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する場合は適用できる。



表 3. 1 機種選定			
施工方法		圧入	
最大N値		$N_{max} \leq 25$	$N_{max} \leq 50$
鋼矢板型式	10H・25H型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ハット形鋼矢板900mm用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,200kN	
	45H・50H型		

(注) 圧入 ( $N_{max} \leq 50$ ) は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用するものとし、 $N_{max} \leq 25$  においても転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する場合は適用できる。

15. 仮設工 ⑯ 油圧圧入引抜工（硬質地盤）	鋼矢板型式に 10H、25H の追加、最大 N 値区分の改正、移動時間等施工実態の変動を日当たり施工量へ反映（詳細については令和 7 年度土地改良工事積算基準（土木工事）参照） <table border="1"> <caption>表 3. 1 機種選定</caption> <thead> <tr> <th>最大N値</th><th>50 &lt; <math>N_{max} \leq 600</math></th><th>[新設]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II、III、IV型</td><td>エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN</td><td>[新設]</td></tr> <tr> <td>V<sub>L</sub>、VI<sub>L</sub>、II<sub>w</sub>、III<sub>w</sub>、IV<sub>w</sub>型</td><td>エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN</td><td>[新設]</td></tr> <tr> <td></td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>表 3. 1 機種選定</caption> <thead> <tr> <th>最大N値</th><th>50 &lt; <math>N_{max} \leq 180</math></th><th><math>180 &lt; N_{max} \leq 600</math></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II、III、IV型</td><td>エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN</td><td></td></tr> <tr> <td>V<sub>L</sub>、VI<sub>L</sub>、II<sub>w</sub>、III<sub>w</sub>、IV<sub>w</sub>型</td><td>エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN</td><td></td></tr> <tr> <td>10H、25H型</td><td>エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（2014年規制） ハット形鋼矢板用900mm用 圧入力 800kN、引抜力 900kN</td><td>二</td></tr> </tbody> </table>	最大N値	50 < $N_{max} \leq 600$	[新設]	II、III、IV型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN	[新設]	V <sub>L</sub> 、VI <sub>L</sub> 、II <sub>w</sub> 、III <sub>w</sub> 、IV <sub>w</sub> 型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN	[新設]		[新設]	[新設]	最大N値	50 < $N_{max} \leq 180$	$180 < N_{max} \leq 600$	II、III、IV型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN		V <sub>L</sub> 、VI <sub>L</sub> 、II <sub>w</sub> 、III <sub>w</sub> 、IV <sub>w</sub> 型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN		10H、25H型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（2014年規制） ハット形鋼矢板用900mm用 圧入力 800kN、引抜力 900kN	二
最大N値	50 < $N_{max} \leq 600$	[新設]																							
II、III、IV型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN	[新設]																							
V <sub>L</sub> 、VI <sub>L</sub> 、II <sub>w</sub> 、III <sub>w</sub> 、IV <sub>w</sub> 型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN	[新設]																							
	[新設]	[新設]																							
最大N値	50 < $N_{max} \leq 180$	$180 < N_{max} \leq 600$																							
II、III、IV型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 900kN																								
V <sub>L</sub> 、VI <sub>L</sub> 、II <sub>w</sub> 、III <sub>w</sub> 、IV <sub>w</sub> 型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN、引抜力 1,000kN																								
10H、25H型	エンジン式ユニット（硬質地盤専用） 排出ガス対策型（2014年規制） ハット形鋼矢板用900mm用 圧入力 800kN、引抜力 900kN	二																							

#### ウ. 積算参考歩掛

項目	改正概要
4. 基礎工 ② 中層混合処理工	別途追加計上できる項目の追記 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           5-4 その他            (1) ~ (3) [略]            (4) スラリープラントを中心に半径約 200m を超える場合、揚程が 5m を超える場合、又は同一現場内に施工箇所が 2 箇所以上あり、スラリープラントを移設しなければならない場合は、「標準歩掛 4. 基礎工⑨軟弱地盤処理工（スラリーカッピング工）」の「5-4 スラリープラント現場内移設歩掛」を適用する。            (5) ~ (6) [略]            [新設]                          5-4 その他            (1) ~ (3) [略]            (4) スラリープラントを中心に半径約 200m を超える場合、揚程が 5m を超える場合、又は同一現場内に施工箇所が 2 箇所以上あり、スラリープラントを移設しなければならない場合は、「標準歩掛け 4. 基礎工⑨軟弱地盤処理工（スラリーカッピング工）」の「5-4 スラリープラント現場内移設歩掛け」を適用する。            (5) ~ (6) [略]            (7) プラント設備の防寒設備が必要な場合は、別途計上する。         </div>

## エ. 施工パッケージ

項目	改正概要																																																																																								
1. 土工 ① 土量変化率	<p>適用土質区分の改正</p> <p>4. 土質区分の対応 [略]</p> <p>表 4. 1 適用土質 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工パッケージ区分 分類名称</th> <th>掘削</th> <th>床掘り・埋戻し</th> <th>積込 (ル-ズ<sup>3</sup>)</th> <th>人力積込</th> <th>押土 (ル-ズ<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫 質 土</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> </tr> <tr> <td>砂 及 び 砂 質 土</td> </tr> <tr> <td>粘 性 土</td> </tr> <tr> <td>転 石 混 り 土</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> </tr> <tr> <td>岩 塊 ・ 玉 石</td> </tr> <tr> <td>軟 岩 ( I )</td> <td rowspan="2">軟岩</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">土砂</td> <td>軟岩</td> <td>土砂</td> </tr> <tr> <td>軟 岩 ( II )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 硬 岩</td> <td rowspan="3">硬岩</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">破碎岩</td> <td>中硬岩</td> <td rowspan="3">破碎岩</td> </tr> <tr> <td>硬 岩 ( I )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 岩 ( II )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>硬岩</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4. 土質区分の対応 [略]</p> <p>表 4. 1 適用土質 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工パッケージ区分 分類名称</th> <th>掘削</th> <th>床掘り・埋戻し</th> <th>積込 (ル-ズ<sup>3</sup>)</th> <th>人力積込</th> <th>押土 (ル-ズ<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫 質 土</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> <td rowspan="3">土砂</td> </tr> <tr> <td>砂 及 び 砂 質 土</td> </tr> <tr> <td>粘 性 土</td> </tr> <tr> <td>転 石 混 り 土</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> <td rowspan="2">岩塊・玉石</td> </tr> <tr> <td>岩 塊 ・ 玉 石</td> </tr> <tr> <td>軟 岩 ( I )</td> <td rowspan="2">軟岩</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">土砂</td> <td>二</td> <td>土砂</td> </tr> <tr> <td>軟 岩 ( II )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 硬 岩</td> <td rowspan="3">硬岩</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">破碎岩</td> <td>二</td> <td rowspan="3">破碎岩</td> </tr> <tr> <td>硬 岩 ( I )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削る。】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	施工パッケージ区分 分類名称	掘削	床掘り・埋戻し	積込 (ル-ズ <sup>3</sup> )	人力積込	押土 (ル-ズ <sup>3</sup> )	礫 質 土	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂	砂 及 び 砂 質 土	粘 性 土	転 石 混 り 土	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩 塊 ・ 玉 石	軟 岩 ( I )	軟岩	—	土砂	軟岩	土砂	軟 岩 ( II )			中 硬 岩	硬岩	—	破碎岩	中硬岩	破碎岩	硬 岩 ( I )		硬 岩 ( II )				硬岩	施工パッケージ区分 分類名称	掘削	床掘り・埋戻し	積込 (ル-ズ <sup>3</sup> )	人力積込	押土 (ル-ズ <sup>3</sup> )	礫 質 土	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂	砂 及 び 砂 質 土	粘 性 土	転 石 混 り 土	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩 塊 ・ 玉 石	軟 岩 ( I )	軟岩	—	土砂	二	土砂	軟 岩 ( II )					中 硬 岩	硬岩	—	破碎岩	二	破碎岩	硬 岩 ( I )		【削る。】				二
施工パッケージ区分 分類名称	掘削	床掘り・埋戻し	積込 (ル-ズ <sup>3</sup> )	人力積込	押土 (ル-ズ <sup>3</sup> )																																																																																				
礫 質 土	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂																																																																																				
砂 及 び 砂 質 土																																																																																									
粘 性 土																																																																																									
転 石 混 り 土	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石																																																																																				
岩 塊 ・ 玉 石																																																																																									
軟 岩 ( I )	軟岩	—	土砂	軟岩	土砂																																																																																				
軟 岩 ( II )																																																																																									
中 硬 岩	硬岩	—	破碎岩	中硬岩	破碎岩																																																																																				
硬 岩 ( I )																																																																																									
硬 岩 ( II )								硬岩																																																																																	
施工パッケージ区分 分類名称	掘削	床掘り・埋戻し	積込 (ル-ズ <sup>3</sup> )	人力積込	押土 (ル-ズ <sup>3</sup> )																																																																																				
礫 質 土	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂																																																																																				
砂 及 び 砂 質 土																																																																																									
粘 性 土																																																																																									
転 石 混 り 土	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石																																																																																				
岩 塊 ・ 玉 石																																																																																									
軟 岩 ( I )	軟岩	—	土砂	二	土砂																																																																																				
軟 岩 ( II )																																																																																									
中 硬 岩	硬岩	—	破碎岩	二	破碎岩																																																																																				
硬 岩 ( I )																																																																																									
【削る。】								二																																																																																	
1. 土工 ② 土工	<p>人力積込における適用土質区分の改正</p> <p>3-8 人力積込 (1) 条件区分 [略]</p> <p>表 3. 30 人力積込 積算条件区分一覧 (積算単位: m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質等区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> </tr> <tr> <td>岩塊・玉石</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>中硬岩</td> </tr> <tr> <td>硬岩</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、仮置きされた土砂、岩塊・玉石、軟岩、中硬岩、硬岩を人力により直接積込むまでの作業に必要なすべての労務・材料費（損料等を含む）を含む。</p> <p>2. [略]</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(次ページへ続く)</p>	土質等区分	土砂	岩塊・玉石	軟岩	中硬岩	硬岩																																																																																		
土質等区分																																																																																									
土砂																																																																																									
岩塊・玉石																																																																																									
軟岩																																																																																									
中硬岩																																																																																									
硬岩																																																																																									

	<p>3-8 人力積込 (1) 条件区分 [略]</p> <p>表 3. 30 人力積込 積算条件区分一覧 (積算単位: m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="635 309 1302 467"> <tr><td>土質等区分</td></tr> <tr><td>土砂</td></tr> <tr><td>岩塊・玉石</td></tr> <tr><td>〔削る。〕</td></tr> <tr><td>〔削る。〕</td></tr> <tr><td>〔削る。〕</td></tr> </table> <p>(注) 1. 上表は、仮置きされた土砂、岩塊・玉石を人力により直接積込むまでの作業に必要なすべての労務・材料費（損料等を含む）を含む。 2. [略]</p>	土質等区分	土砂	岩塊・玉石	〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕
土質等区分							
土砂							
岩塊・玉石							
〔削る。〕							
〔削る。〕							
〔削る。〕							
<p>2. 共通工 (2) 補強土壁工（帶鋼補強土壁、アンカーチー補強土壁、ジオテキスタイル補強土壁）</p>	<p>まき出し、敷均し、締固めに関する注釈の改正</p> <p>表 3. 6 まき出し・敷均し、締固め 積算条件区分一覧 (積算単位: m<sup>3</sup>)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1. 上表は、補強土壁工（帶鋼補強土壁、アンカーチー補強土壁、ジオテキスタイル補強土壁（二重壁タイプ））のまき出し・敷均し、締固めの他、振動ローラ（舗装用・ハンドガイド式）、タンバの運転経費等の費用等、その施工に必要なすべての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 2. 施工量の範囲は、壁面上端までと補強材後部までの盛土を対象とする（参考図参照）。 3. 現場条件により表 3. 7 に示す代表機械の規格により難い場合は、別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>表 3. 6 まき出し・敷均し、締固め 積算条件区分一覧 (積算単位: m<sup>3</sup>)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1. 上表は、補強土壁工（帶鋼補強土壁、アンカーチー補強土壁、ジオテキスタイル補強土壁（二重壁タイプ））のまき出し・敷均し、締固め、<u>盛土内の浸透水の排除を目的とする水平排水層の設置</u>の他、振動ローラ（舗装用・ハンドガイド式）、タンバの運転経費等の費用等、その施工に必要なすべての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 ただし、水平排水層の材料費は含まない。 2. <u>水平排水層の設置の有無に問わらず適用できる。</u> 3. <u>水平排水層に使用する材料費（碎石や透水マット等の水平排水材）は、必要量を別途計上する。</u> 4. 施工量の範囲は、壁面上端までと補強材後部までの盛土を対象とする（参考図参照）。 5. 現場条件により表 3. 7 に示す代表機械の規格により難い場合は、別途考慮する。</p>						
<p>2. 共通工 (3) 補強盛土工</p>	<p>まき出し、敷均し、締固めに関する注釈の改正</p> <p>3-4 まき出し・敷均し、締固め (1) 条件区分</p> <p>まき出し・敷均し、締固めに積算条件区分はない。 積算単位は、m<sup>3</sup>とする。</p> <p>(注) 1. ジオテキスタイルを用いた補強土壁工及び補強盛土工のまき出し・敷均し、締固め、<u>水平排水材、層厚管理材</u>の設置の他、振動ローラ（ハンドガイド式）、タンバ及びランマの運転経費等、その施工に要するすべての費用を含む。 ただし、水平排水材、層厚管理材及び盛土材の材料費は含まない。</p> <p>[新設] 2. <u>水平排水材、層厚管理材は別途計上する。</u> 3. ジオテキスタイル工1段当たりのまき出し厚さ及び締固め回数に関係なく適用する。 4. 盛土工範囲（図 3. 1 参照図参照）の盛土材については、必要に応じて別途計上する。 5. 現場発生土の粒径処理等が必要な場合は、別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(次ページへ続く)</p>						

	<p>3-4 まき出し・敷均し、締固め</p> <p>(1) 条件区分</p> <p>まき出し・敷均し、締固めに積算条件区分はない。</p> <p>積算単位は、<math>m^3</math>とする。</p> <p>(注) 1. ジオテキスタイルを用いた補強土壁工及び補強盛土工のまき出し・敷均し、締固め、<u>盛土内の浸透水の排除を目的とする水平排水層</u>の設置の他、振動ローラ（ハンドガイド式）、タンバ及びランマの運転経費等、その施工に要するすべての費用を含む。</p> <p>ただし、水平排水層及び盛土材の材料費は含まない。</p> <p>2. <u>水平排水層の設置の有無にかかわらず適用できる。</u></p> <p>3. <u>水平排水層に使用する材料費（砕石や透水マット等の水平排水材）は、必要量を別途計上する。</u></p> <p>4. ジオテキスタイル工1段当たりのまき出し厚さ及び締固め回数に関係なく適用する。</p> <p>5. 盛土工範囲（図3.1参考図参照）の盛土材については、必要に応じて別途計上する。</p> <p>6. 現場発生土の粒径処理等が必要な場合は、別途計上する。</p>
--	---

## 2. 共通工 ⑤ 大型ブロ ック積（張） 工

### 大型ブロックの材料費を別途計上とする改正

表3.4 大型ブロック積 積算条件区分一覧 (積算単位： $m^2$ )  
[略]

- (注) 1. 上表は、大型ブロック（勾配1割未満、ブロック質量4,600kg/個以下、控え長500mm以上）の設置、鉄筋（加工・組立）、目地材の設置、調整コンクリートの打設（材料費含む）、現場内小運搬（50mまで）の他、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等、その施工に必要なすべての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、鉄筋材料費及び目地材料費は含まない。
2. [略]
3. 裏込材投入転圧又は胴込材投入転圧は、「3-7 胴込・裏込材（砕石）」より計上する。
4. ~ 6. [略]  
[新設]

表3.5 大型ブロック積 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ）吊能力2.9t	賃料 2,000kg/個以下の場合
	K2	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値）] 25t 吊	賃料 2,000kg/個超えの場合
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	ブロック工	
	R3	土木一般世話役	
	R4	特殊作業員	
材料	Z1	大型ブロック 控え 500mm 大型ブロック 控え 2000mm [新設]	2,000kg/個以下の場合 2,000kg/個超えの場合
	Z2	軽油 バトロール給油	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

[新設]



表3.4 大型ブロック積 積算条件区分一覧 (積算単位： $m^2$ )  
[略]

- (注) 1. 上表は、大型ブロック（勾配1割未満、ブロック質量4,600kg/個以下、控え長500mm以上）の設置、鉄筋（加工・組立）、目地材の設置、調整コンクリートの打設（材料費含む）、現場内小運搬（50mまで）の他、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等、その施工に必要なすべての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、大型ブロック材料費、鉄筋材料費及び目地材料費は含まない。
2. [略]
3. 裏込材投入転圧又は胴込材投入転圧は、「3-8 胴込・裏込材（砕石）」より計上する。
4. ~ 6. [略]  
7. 大型ブロック材料費は別途計上する。

(次ページへ続く)

表 3. 5 大型ブロック積 代表機労材規格一覧			
項目		代表機労材規格	備考
機械	K1	バックホウ (クローラ型) [標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料 2,000kg/個以下の場合
		ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 25t 吊	賃料 2,000kg/個超えの場合
	K2	—	
労務	K3	—	
	R1	普通作業員	
	R2	ブロック工	
	R3	土木一般世話役	
材料	Z1	【削る。】	【削る。】
		【削る。】	【削る。】
		軽油 パトロール給油	
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価		S	—

3-3 大型ブロック (材料費)  
大型ブロック (材料費) における積算条件区分はない。  
積算単位は、m<sup>2</sup>とする。

2. 共通工  
⑪ 吹付法面とりこわし工

適用範囲の改正

本資料は、モルタルの吹付法面とりこわし工のうち、「仮設ロープを用いたピックハンマ、又はコンクリートカッタ、又は、ピックハンマとコンクリートカッタの併用による人力とりこわし作業」と「機械によるとりこわし作業(高さ5mまで)」に適用する。  
ただし、モルタル厚は5~15cmとする。  
【新設】

本資料は、モルタルの吹付法面とりこわし工のうち、「仮設ロープを用いたピックハンマ、又はコンクリートカッタ、又は、ピックハンマとコンクリートカッタの併用による人力とりこわし作業」と「機械によるとりこわし作業(高さ5mまで)」に適用する。  
ただし、モルタル厚は5~15cmとする。  
また、繊維入りモルタルのとりこわしは適用範囲外とする。

4. 基礎工  
① 粉体噴射攪拌工 (DIM工法)

施工事例減少等により廃止

6. 河川・水路工  
① 消波根固めブロック工

適用できない範囲の改正、作業内容内訳及び使用機械の改正 (詳細については令和7年度土地改良工事積算基準(土木工事) 参照)

1-2 適用できない範囲  
1-2-1 消波根固めブロック製作  
(1) [略]  
【新設】  
1-2-2~1-2-6 [略]  
なお、ブロック製作後の各工程の作業内容については下記による。

(1) 横取り: ブロックの移動 (型枠脱型場所~製作場所仮置場又は据付場所仮置場~据付場所) を目的としたもので、クレーンによるブロックの移動距離50m未満の範囲内の作業をいう。  
ただし、クレーンによる移動の範囲内で、型枠脱型場所から直接製作場所仮置場へ現場内小運搬をする場合は「型枠脱型」として取扱う。

(2) 運搬: トラック等による運搬作業をいう。  
ただし、運搬距離が50m未満の場合は横取りとして取扱う。

(3) 荷卸: トラック等から地面に置く作業をいう。  
一旦地面に置くことなく、直接ブロック据付作業を行う場合は据付作業とする。

(次ページへ続く)

表 3. 16 消波根固めブロック据付 代表機労材規格一覧			
項目		代表機労材規格	備考
機械	K1	[新設]	[新設]
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) ]25t 吊	賃料
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) ]35t 吊	賃料
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) ]45t 吊	賃料
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) ]50t 吊	賃料

↓

1-2 適用できない範囲  
1-2-1 消波根固めブロック製作  
(1) [略]  
(2) ハーフブレキキャスト製品の場合  
1-2-2~1-2-6 [略]

なお、ブロック製作後の各工程の作業内容については下記による。

(1) 横取り： ブロックの移動（型枠脱型場所～製作場所仮置場又は据付場所仮置場～据付場所）を行う作業をいう。ブロック移動距離はパックホウの場合は12m、ラフテレンクレーンの場合はブロック実質量、作業範囲、地盤等の現場条件に応じて選定した規格能力までとする。  
ただし、クレーンによる移動の範囲内で、型枠脱型場所から直接製作場所仮置場～現場内小運搬をする場合は「型枠脱型」として取扱う。

(2) 運搬： 横取り作業の範囲外におけるトラック等による運搬作業をいう。  
[削る。]

(3) 荷卸： 運搬車両から地面に置く作業をいう。  
一旦地面に置くことなく、直接運搬車両からブロック据付作業を行う場合は荷卸しは計上せず据付のみ計上する。

(4) 据付： ブロックの敷設を行う作業をいう。ブロック移動距離はパックホウの場合は12m、ラフテレンクレーンの場合はブロック実質量、作業範囲、地盤等の現場条件に応じて選定した規格能力までとする。

表 3. 16 消波根固めブロック据付 代表機労材規格一覧			
項目		代表機労材規格	備考
機械	K1	パックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014年規制）] 山積 0.8m <sup>3</sup> （平積 0.6m <sup>3</sup> ）吊能力 2.9t	賃料 据付場所が「陸上」かつ消波根固めブロック規格 「2.5t 以下」かつブロック移動距離「12m 以下」かつ据付面高さ(H) 「-3m ≤ H ≤ 3m」の場合
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値) ]25t 吊	賃料
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値) ]35t 吊	賃料
		[削る。]	[削る。]
		ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値) ]50t 吊	賃料

8. 道路工  
② 路盤工 適用範囲の改正、不陸整正補足材の積算条件区分大括り化（詳細については令和7年度土地改良工事積算基準（土木工事）参照）

1. 適用範囲  
[略]

1-1 適用できる範囲  
(1) [略]  
(2) 車道・路肩部における上層路盤（粒度調整碎石路盤）及び下層路盤の施工幅が3.1m 以上の場合  
(3) [略]  
(4) [略]  
(5) [略]

8. 道路工 ⑥ 暗渠排水 管布設	適用範囲及び積算条件区分の改正（詳細については令和7年度土地改良工事 積算基準（土木工事）参照） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>1. 適用範囲</b>            [略]            1-1 適用できる範囲            1-1-1 [略]            1-1-2 フィルター材            (1) 暗渠排水管の敷設に伴うフィルター材（クラッシャラン・単粒度碎石等）の敷設の場合            1-2 適用できない範囲            1-2-1 暗渠排水管            (1) 持上げ高が2m以上の場合            [新設]            [新設]            [新設]            (2) 埋設を行わない地上露出配管の敷設の場合            1-2-2 フィルター材            [新設]            (1) 暗渠排水管の敷設を行わない場合           </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p style="margin-top: 10px;">(次ページへ続く)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>1. 適用範囲</b>            [略]            1-1 適用できる範囲            1-1-1 [略]            1-1-2 フィルター材            (1) 暗渠排水管の据付に伴うフィルター材（クラッシャラン・単粒度碎石等）の敷設の場合            1-2 適用できない範囲            1-2-1 暗渠排水管            (1) 人力施工で持上げ高が2m以上の場合            (2) 直管の呼び径50mm未満及び400mmを超える据付、撤去、据付・撤去の場合            (3) 波状管の呼び径50mm未満及び1,500mmを超える据付、撤去、据付・撤去の場合            (4) 網状管の呼び径50mm未満及び400mmを超える据付、撤去、据付・撤去の場合            (5) 埋設を行わない地上露出配管の据付、撤去の場合            1-2-2 フィルター材            (1) 暗渠排水管の据付に伴う現場発生土の敷設の場合            (2) 暗渠排水管の据付を行わない場合         </div>
10. その他 ① 作業日当 り標準作業量	日標準作業量の改正（消波根固めブロック工、路盤工、暗渠排水管布設）

### (3) 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

- 運転1時間当たり燃料消費量の見直し。

別表 第1	土地改良事業等一般機械損料算定表	改正なし
別表 第2	土地改良事業等船舶損料算定表	改正なし
別表 第3	土地改良事業等農用地整備用機械損料算定表	改正なし
別表 第4	土地改良事業等ダム工事用仮設備機械等損料算定表	改正なし
別表 第5	一般機械、船舶及び農用地整備用機械を国が無償で貸与する機械に係る年間管理費率	改正なし
別表 第6	運転1時間当たり燃料消費率	改正なし
別表 第7	消耗部品の損耗費及び修理費	改正なし

### (4) 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準

- 別表の諸数値の見直し。

別表第1	ウェルポイント機械器具損料算定表	改正なし
------	------------------	------

## (5) 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用

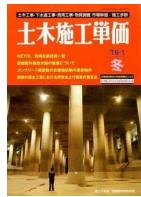
項目	改正概要																																
III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項  第3.2. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正	<p>処分費等の対象について、積込を含めて改正</p> <p>○処分費等の対象となるもの（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">直接工事費計上項目</th> </tr> <tr> <th></th> <th>運搬費</th> <th>処分費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ケース1</td> <td style="text-align: center;">施工業者等が運搬を行う場合 (標準歩掛等により計上)</td> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケース2</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) □ の範囲内が処分費等の対象を示す。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">直接工事費計上項目</th> </tr> <tr> <th></th> <th>積込費</th> <th>運搬費</th> <th>処分費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者</td> <td style="text-align: center;">標準歩掛</td> <td style="text-align: center;">標準歩掛</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者</td> <td style="text-align: center;">標準歩掛</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> <td style="text-align: center;">見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)</td> </tr> </tbody> </table>	直接工事費計上項目				運搬費	処分費	ケース1	施工業者等が運搬を行う場合 (標準歩掛等により計上)	産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)	ケース2	産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)		直接工事費計上項目					積込費	運搬費	処分費	積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)
直接工事費計上項目																																	
	運搬費	処分費																															
ケース1	施工業者等が運搬を行う場合 (標準歩掛等により計上)	産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)																															
ケース2	産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)																																
直接工事費計上項目																																	
	積込費	運搬費	処分費																														
積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)																														
積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)																														
積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)	見積 (産廃（有料）処分業者が定めた額)																														
15. 仮設工 ⑯ 油圧圧入引抜工	継ぎ施工費の見直し																																
20. その他 ⑯ バイブロハンマ工（継施工）	継ぎ施工費の見直し																																
20. その他 ⑰ 油圧圧入引抜工（ハット形鋼矢板）	継ぎ施工費の見直し																																
V 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項	【ブルドーザ <sup>®</sup> 及びスクレーパ <sup>®</sup> 】、【掘削及び積込機】、【運搬機械】、【造成用機械】の削除																																
VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用  仮設材賃料の補正	<p>たて込み簡易土留の修理費及び損耗費について計算式等を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">たて込み簡易土留の1現場当たり修理費及び損耗費を示されたい。</p> </div> <p style="text-align: center;">たて込み簡易土留の1現場当たり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。</p> $Y = a \cdot b$ <p style="text-align: center;">Y : たて込み簡易土留の1現場当たり修理費及び損耗費（円/m<sup>2</sup>） a : 係数 b : 市場価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>補助工法</th> <th>係数（a）</th> <th>市場価格（b）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たて込み簡易土留</td> <td>—</td> <td>1.00</td> <td>たて込み簡易土留 整備費</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 修理費及び損耗費は、整備費、「土木工事共通仕様書」第3章施工共通事項3-20-5 22に示す施工手順により適切に施工した際に生じる軽微な修理費及び損耗費である。 2. 特別ケレン・穴埋め・曲がり直し、切梁破損等の修理費が必要と認められる場合は別途 計上するものとする。</p>	名称	補助工法	係数（a）	市場価格（b）	たて込み簡易土留	—	1.00	たて込み簡易土留 整備費																								
名称	補助工法	係数（a）	市場価格（b）																														
たて込み簡易土留	—	1.00	たて込み簡易土留 整備費																														

#### 4. 土木工事市場単価及び土木工事標準単価

令和7年度は下記の1工種が改定されています。詳細は「土木コスト情報」、「土木施工単価」、「土木施工単価の解説」を参照してください。

土木工事市場単価（改定）

防護柵設置工（落石防止網）



「土木施工単価の解説」  
もあります。



## 5. 各種通知

特に留意が必要な事項を抜粋して記載します。その他は通知文書を参照してください。

### (1) 令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて

6農振第3022号に基づき、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事及び業務については、新積算基準に関する周知期間、積算システムへの反映の期間等を考慮し、令和7年度積算基準により積算された価格による変更協議が可能とされています。変更額の算定方法及びシステムの運用方法は次のとおりです。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額

(単価は入札書の受付開始の日のもの)

$k$ ：当初契約の落札率

令和7年3月28日付6農振第3022号「令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」

令和7年4月から適用する積算基準等に係る積算システムの運用方法について

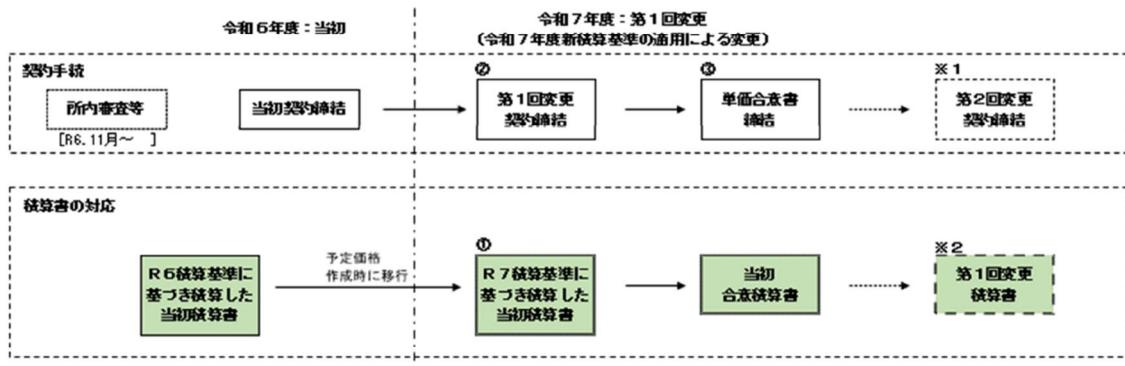
#### (1) 対象範囲

通知に示すとおり。

#### (2) 対応内容

令和6年度の積算基準に基づき積算した積算書における積算体系については、令和7年度のものに変更出来ないため、契約変更時に令和7年度の積算体系に変更する際には、(3)の対応フローに基づき作業を行うこと。

#### (3) 対応フロー



①：積算体系年月を「令和7年4月」、歩掛期を「令和7年4月」とし、積算書参照でR6積算基準に基づき積算した初期積算書を参照して積算書を新規作成する（ただし、単価期は入札書の受付開始日の月とする）。

また、令和7年4月1日から適用する新積算基準の内容による積算作業、内容確認を行う。

②：①で作成した積算書により第1回契約変更を行う。

③：②の契約変更の内容に基づいて、単価合意書を締結する。

#### (4) 注意事項

ア 新しい工事工種体系を用いて積算する場合は参照不可であるため、①の積算書からのコピーと貼付けで対応する。

イ R7年度積算基準において新たに追加された費目は、積算内容が引き継がれないので、積算書の確認・修正が必要である。

ウ 契約上の変更回数<sup>(※1)</sup>と、積算システム上の変更回数<sup>(※2)</sup>は合わないことに注意すること。

令和7年3月28日付事務連絡「令和7年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」の運用について

## (2) 工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について

- ・週休2日補正区分を「週単位」及び「月単位」に改正
- ・現場閉所による週休2日補正において機械経費（賃料）を削除

改正後			現行	
○現場閉所による週休2日の補正係数				
	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率28.5%(8日/28日)以上〕		4週8休以上 〔現場閉所率28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02	1.02	労務費	1.02
〔削る〕	〔削る〕		機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.05	現場管理費（率分）	1.05
○交替制による週休2日の補正係数				
	交替制による週単位の週休2日 〔休日率28.5%(2日/7日)以上〕	交替制による月単位の週休2日 〔休日率28.5%(8日/28日)以上〕		4週8休以上 〔休日率28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02	1.02	労務費	1.02
現場管理費（率分）	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.01

## (3) 工事における現場環境改善費の積算要領について

- ・現場環境改善費率の改定

改正後			現行		
対象額: Pi		現場環境改善費率: i (%)	対象額: Pi		現場環境改善費率: i (%)
直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$	直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i = 203.6 \cdot Pi^{-0.3077}$
+ 支給品費 + 官賃額	5億円を超える場合	0.43	+ 支給品費 + 官賃額	5億円を超える場合	0.43

## (4) 土地改良工事数量算出要領(案) (土木工事)

令和7年度版が下記webページに掲載されています。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html>

## (5) 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の積算

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事におけるカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することを規定したものです。詳細は通知をご覧ください。

## (6) ため池工事積算マニュアル(案)

ため池改修工事の積算および工事数量を算出する際の業務の合理化、効率化を図ることを目的に令和5年4月に作成されました。関連業務に当たって、執務の参考とされてください。

## 6. その他

### (1) 総価契約単価合意方式の試行に係る積算上の留意点（再周知）

平成 30 年 10 月以降、工事の実施にあたり総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）が導入されており、積算システムの操作は導入前に比べ複雑となっております。積算に当っては下記の関係資料をよく確認してください。

#### ○実施要領、実施要領の解説

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/soukakeiyaku.html>

#### ○平成 30 年度総価契約単価合意方式標準積算システム説明会資料、同演習用データ

必要な場合は建設技術課までお問い合わせください。

#### ○留意事項



- 施工箇所点在型工事は、総価契約単価合意方式の対象外です。
- 前工事に続き、後工事を随意契約にて行う場合の後工事の積算は、標準積算システムが非対応です。不明な点がある場合、手続き全般は原課へ、積算全般は積算技術係までお問い合わせください。

### (2) 各種スライドについて

各種スライドに係る通知等は次のとおり整備されています。適用に当ってはこれらをご覧ください。

番号	文書名	制改定等時期	備考
	<b>【スライド全般】</b>		
1	工事請負契約書第 26 条の積算上の取扱いについて	R2. 4. 1	
	<b>【全体スライド】</b>		
2	工事請負契約書第 25 条第 1 項～第 4 項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）	H25. 9	※国土交通省資料 ※25 条は現在の 26 条
3	賃金又は物価変動に基づく請負代金の減額となる場合の工事請負契約書第 25 条の運用について	H11. 7	※25 条は現在の 26 条
	<b>【单品スライド】</b>		
4	工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について	R4. 8	
5	工事請負契約書第 26 条第 5 項（单品スライド条項）運用マニュアル（案）	R4. 7	※国土交通省資料 单品スライド条項の運用の考え方を整理したもの
	<b>【インフレスライド】</b>		
6	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」について	H26. 3	※25 条は現在の 26 条 インフレスライド条項の運用の考え方を整理したもの
7	工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の事務処理について	R5. 1	※北陸農政局会計課課長補佐（事業経理）による内規

#### ○各種スライド条項の国土交通省ページ

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html)

#### ○留意事項



- 標準積算システムは、单品スライドおよびインフレスライドの足切り額計算に非対応です。ご留意ください。
- 足切り額算定の Excel 様式がありますのでお問い合わせください。

### （3）単品スライドの運用変更について（令和4年8月）

単品スライドは、令和4年8月に下記のとおり運用の変更がありました。概要は下記のとおりですが、詳細は通知本文、運用マニュアルにより確認してください。

#### ＜これまでの運用＞

- (1) 工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。
- (2) 鋼材類や燃料以外の主要な工事材料について、単品スライド条項を適用しようとする場合は、あらかじめ本省の関係局（庁）の長に協議が必要。※

#### ＜新たな運用＞

- (1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することが可能。
- (2) 商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することが可能。
- (3) 主要な工事材料について、単品スライド条項を適用しようとする場合、本省関係局（庁）の長への協議が不要。※

※農林水産省の機関に関する運用

令和4年8月8日付4予第817号「工事請負契約書第26条第5項の運用について」に付帯の＜参考資料＞より

## 7. 標準積算システム (R3) 操作における留意点

### (1) システム操作説明書

標準積算システム (R3) の操作説明書は農林水産省ポータルサイトのNNシステム掲示板から参照できます。国の機関ではない方は、各機関のシステム管理者等から入手してください。

### (2) 施工パッケージにおける代表材料規格の選択について

一部の施工パッケージ単価は、材料規格をプルダウンメニューから選択するのではなく、「材料規格の変更」ボタンから変更する仕様となっていますのでご留意ください。

#### ○操作手順 (例)

SP ボックスカルバート機械据付において、ボックスカルバート規格を「内幅 1.5m 内高 1.0m 長 2.0m T-25 (RC) 土被り 0.2~3.0m」から「同内高 1.2m」に変更する場合。

施工パッケージ単価条件設定 (SA0521) SP ボックスカルバート機械据付

コード: SA0521	単価名: SP ボックスカルバート機械据付	単位: m																																										
数量: 0.000	単価: 110,400	バージョン番号: 202209																																										
金額: 0	名称:																																											
<input type="button" value="内訳表..."/> <input type="button" value="計算..."/> <input type="button" value="選択条件..."/> <input type="button" value="使用手引書..."/> <input type="button" value="内訳表印刷"/> <input type="button" value="材料規格の変更"/> <input type="button" value="統計情報集内"/>																																												
<b>施工パッケージ単価条件一覧表</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>条件名称</th> <th>単位</th> <th>条件値</th> <th>表示件数: 8 件</th> <th>表番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作業区分</td> <td></td> <td>掲付・撤去</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表1</td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>製品長</td> <td>m</td> <td>2.0m/個</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表1</td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>内空幅・内空高 (h)</td> <td></td> <td>1.25 &lt; h ≤ 2.5, 0 &lt; H ≤ 1.25</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表1</td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>基礎材種別</td> <td></td> <td>基礎碎石+均しコンクリート</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表1</td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>PC鋼材による締め</td> <td></td> <td>無し</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表1</td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>長期割引単価区分</td> <td></td> <td>あり</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 表6</td> <td>表6</td> </tr> </tbody> </table>			No	条件名称	単位	条件値	表示件数: 8 件	表番号	1	作業区分		掲付・撤去	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1	2	製品長	m	2.0m/個	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1	3	内空幅・内空高 (h)		1.25 < h ≤ 2.5, 0 < H ≤ 1.25	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1	4	基礎材種別		基礎碎石+均しコンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1	5	PC鋼材による締め		無し	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1	6	長期割引単価区分		あり	<input checked="" type="checkbox"/> 表6	表6
No	条件名称	単位	条件値	表示件数: 8 件	表番号																																							
1	作業区分		掲付・撤去	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1																																							
2	製品長	m	2.0m/個	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1																																							
3	内空幅・内空高 (h)		1.25 < h ≤ 2.5, 0 < H ≤ 1.25	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1																																							
4	基礎材種別		基礎碎石+均しコンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1																																							
5	PC鋼材による締め		無し	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	表1																																							
6	長期割引単価区分		あり	<input checked="" type="checkbox"/> 表6	表6																																							
<b>材料一覧</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z1</td> <td>ボックスカルバート</td> <td>内幅1.5m内高1.0m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m</td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			項目	名称	規格	Z1	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.0m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	Z2	-	-	Z3	-	-	Z4	-	-																											
項目	名称	規格																																										
Z1	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.0m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m																																										
Z2	-	-																																										
Z3	-	-																																										
Z4	-	-																																										
<b>単価コメント</b>																																												
<input type="button" value="OK"/> <input type="button" value="キャンセル"/>																																												

デフォルトの状態では、ボックスカルバートの規格は、「内幅 1.5m 内高 1.0m 長 2.0m T-25 (RC) 土被り 0.2~3.0m」です。

① 材料規格を変更したい場合、「材料規格の変更」をクリックします。

施工パッケージ単価 材料規格変更 (SA0521:SP ボックスカルバート機械据付)

施工パッケージ単価構成内訳				
算出単位: 1m当たり算出 表示件数: 8 件				
No	支給品	名 称	規 格	
(1)	ラフレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型・掛吊(～20t)～低駆)	コード	今回単価	今回数量
(4)	吊上能力25t吊	単位	0.059	2,621
(5)	普通作業員	日		
(6)	土木一般世話役	人		
(8)	特殊作業員	人		
(8)	ボックスカルバート	P13418	171,000.00	0.500
(8)	内幅1.5m内高1.0m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個		85,515
(13)	合計		766,011	87,090
(14)	単価	Y00012	110,400	1.000
(15)	1日当たり作業量	Y00020		0.0
※施工パッケージ単価における内訳の数量・金額・合計は、集計一覧表出力に用いるための参考値です。				
<input type="button" value="単価選択"/> <input type="button" value="戻る"/>				

「施工パッケージ単価材料規格変更」画面が開きます。

② 変更したい材料をクリックした後、「単価選択」ボタンをクリックします。

次のページへ続く

前のページからの続き

单価選択

絞り込み条件

単価種別: 地域資材単価 (P)

分類1: コンクリート二次製品類(水路用)

分類2: ボックスカルバート

検索...

表示件数: 46 件

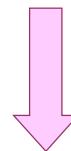
コード	名称	規格	単位
P13420	ボックスカルバート	内幅1.3m内高1.3m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13416	ボックスカルバート	内幅1.4m内高1.4m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13417	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13418	ボックスカルバート	内幅1.6m内高1.6m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13419	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13420	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13421	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13422	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13423	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13424	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13425	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13426	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13427	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13428	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13429	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13430	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13431	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13432	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13433	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13434	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個
P13435	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.5m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m	個

OK キャンセル

「単価選択」画面が開きます。



③ 設定したい単価を選択し、「OK」をクリックします。



「単価選択」画面が閉じられ、「施工パッケージ単価材料規格変更」画面に戻ります。  
※材料規格が P13419(内高 1.0m)から P13420(内高 1.2m)に変更されました。



④ 「閉じる」をクリックします。



施工パッケージ単価 材料規格変更 (SA0521:SP ボックスカルバート機械据付)

施工パッケージ単価構成内訳

算出単位: 1m当たり算出 表示件数: 8 件

No	支給品	名 称	規 格	コード	今回単価	今回数量	今回金額
(1)	ラブーンルーム(油圧伸縮ジョブ型・排列(～2011)～低賃)	F01086	43,700.00	0.058	2,621		
(4)	吊上能力25t吊	R01003	20,895.00	0.210	4,407		
(5)	普通作業員	R01001	24,570.00	0.092	2,278		
(6)	土木一般世話役	R01002	24,465.00	0.090	2,209		
(8)	ボックスカルバート	P13420	171,000.00	0.500	85,515		
(13)	内幅1.5m内高1.2m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m						
	合計	Y00011			97,030	CHECK	
(14)	単価	Y00012	110,400	1.000	110,400		
(15)	1日当たり作業量	Y00020			0.0		

※施工パッケージ単価における内訳の数量・金額・合計は、集計一覧表出力に用いるための参考値です。

単価選択 閉じる

④ 「閉じる」をクリックします。

施工パッケージ単価条件設定 ([SA0521] SP ボックスカルバート機械据付)

施工パッケージ単価情報

コード: SA0521 単価名: SP ボックスカルバート機械据付 単位: m ハンジョン番号: 202209

数量: 0.000 単価: 110,400 金額: 0 名称: [ ]

内訳表... 計算 選択条件... 使用手引書 内訳表印刷 [材料規格の変更] 統計情報案内

施工パッケージ単価条件一覧表 表示件数: 8 件

No	条件名	単位	条件値	表番号
1	作業区分	機械・散去	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	
2	製品長	2.0m/個	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	
3	内空幅・内高さ( a )	1.25 < a < 2.5 0 < H < 1.25	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	
4	基礎材種別	基礎砕石+均しコンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	
5	PC鋼材による締めめ	無し	<input checked="" type="checkbox"/> 表1	
6	長期割引単価区分	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 表6	

材料一覧

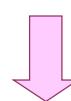
項目	名 称	規 格
Z1	ボックスカルバート	内幅1.5m内高1.2m長2.0m T-25(RC) 土被り0.2~3.0m
Z2	-	-
Z3	-	-
Z4	-	-

CHECK

OK キャンセル

「施工パッケージ単価材料規格変更」画面が閉じられ、「施工パッケージ単価条件設定」画面に戻ります。

※材料一覧の材料規格が変更されています。



⑤ 材料規格が正しく変更されていることを確認して終了です。

**注意** 条件値を変更すると、変更した材料規格が代表材料規格に戻ってしまうため、十分に注意してください。

### (3) 出来高積算実施の留意点

標準積算システムには、工事鏡にて「週休2日補正」項目を選択することで、諸経費の補正ができる機能が実装されており、最終変更時にあっても現場閉所の実態に応じて精査を行うことができます。

しかし、システムにて出来高積算（物価変動出来高積算も同様）を行った後は、週休2日補正区分の変更が出来なくなります。（出来高積算後は、出来高部分の数量変更等が出来なくなる仕様）この場合、別途積算書を作成、又はExcelにて率対象額～諸経費を算定することとなります。

これを回避するため、出来高積算書は作成しても管理領域へ登録せず、必要な帳票を出力した後削除する、スライドを物価変動出来高積算機能を使わずに使う等の対応が考えられますが、何が合理的な方法かはケースバイケースです。各機能のメリット、デメリットを勘案の上システムを利用してください。

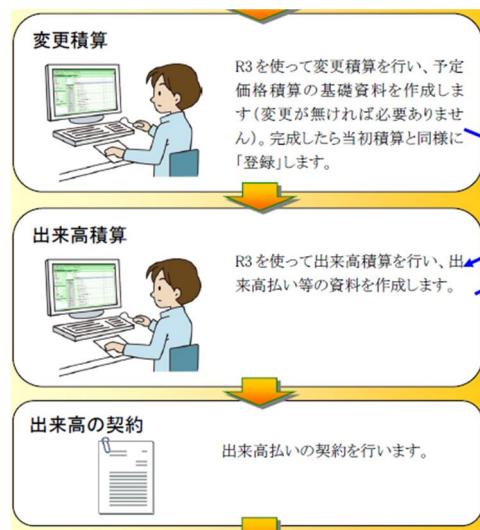


図 出來高積算機能イメージ

工事鏡 | 総括表 | 明細表

工事別工事

工事別工事名:

積算体系区分: 一般土木工事 工種区分: その他土木工事(1)

工種体系区分: その他土木工事 (1) 工種体系番号: 令和4年 98号

週休2日交替制工事

工事別条件 件数: 11件

項目名	項目条件	単位
施工地域区分	補正なし	<input checked="" type="checkbox"/>
電力区分	低圧・業者持・1年未満	<input checked="" type="checkbox"/>
冬期補正	1%	<input checked="" type="checkbox"/>
冬期補正（現場管理費）	1.20	<input checked="" type="checkbox"/>
豪雪補正	10%	<input checked="" type="checkbox"/>
亜熱帯補正	なし	<input checked="" type="checkbox"/>
週休2日補正	4週8休以上	<input checked="" type="checkbox"/>
熱中症対策補正（現場管理費）	0.60	<input checked="" type="checkbox"/>
現場環境改善費の計上	する	<input checked="" type="checkbox"/>
3次元出来形管理補正（現場管理費）	補正あり	<input checked="" type="checkbox"/>
3次元出来形管理補正（共通仮設費）	補正あり	<input checked="" type="checkbox"/>

出来高積算後は、週休2日補正がグレーアウトし変更出来なくなる  
(他のグレーアウトした補正も同様)

## 8. 歩掛調査について（お願い）

平素より歩掛調査にご協力を頂き、ありがとうございます。

調査では、受発注者の皆様に記入頂いた調査票を集計・解析しておりますが、記入不備や添付資料の不足によりやむを得ず無効となる場合があります。貴重なデータを有効活用するため、提出前に今一度のご確認をお願いいたします。

### ○添付資料が揃っていますか？

施工計画書や資機材カタログの添付が必要です。

### ○発注者の記入、チェック欄に漏れはありませんか？

各調査票には、発注者が記入する欄もあります。

### ○調査票は施工前に確認するよう、受注者様にお伝えください。

施工後にまとめて整理・記入しようとしても、必要な情報が残っていないことがあります。

## 1. 土地改良工事積算基準(土木工事)の改正要旨

歩掛根拠凡例		区分凡例	
農林	農水省単独調査歩掛	☆	新規制定
共同	二省共同調査歩掛	◎	全面改正
市場	市場単価導入工種	○	部分改正
		×	廃止
		—	改正なし

### 土地改良事業等請負工事の価格積算要綱

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

### 土地改良事業等請負工事積算基準

項目	区分	改正要旨	備考
工種区分	—		
現場管理費率	—		
一般管理費等	—		

### 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

項目	区分	改正要旨	備考
共通仮設費率	○	技術管理費 ICT建設機械に要する費用の改定 運搬費の積算 建設機械運搬方法の一部改正	

### 土地改良事業等請負工事標準歩掛

項目	区分	改正要旨	歩掛根拠	備考
第1 目的	—			
第2 適用範囲	—			
第3 歩掛	—			
<b>1. 土工</b>				
①土量変化率	—		共同	
②機械施工の共通事項	○	機種の選定の改正	農林	
③振動ローラ締固め	—		共同	
④盛土・埋戻	—		農林	
⑤不整地運搬	—		農林	
⑥人力荒仕上げ	—		農林	
<b>2. 共通工</b>				
①ネットフェンス工	—		農林	
②防護柵等の支柱削孔	—		農林	
③コンクリートブロック積(張)工	○	選定項目の追加	農林	
④裏込工(ブロック張)	×	歩掛改定による統合(SP胴込・裏込材(碎石)へ統合)	農林	
⑤人力小運搬	—		農林	
⑥機械(不整地運搬車)小運搬	○	機械規格の改正	農林	
⑦境界杭設置工	—		農林	

⑧プレキャスト法枠工	—		共同	
⑨芝付工	—		農林	
⑩安定処理工(自走式土質改良工)	○	機械規格の改正	共同	
<b>3. コンクリート工</b>				
①ダウエルバー取付	—		農林	
②コンクリート打設足場工	—		農林	
<b>4. 基礎工</b>				
①鋼管杭・既製コンクリート杭打工(ハイルハンマ工)	—		共同	
②既製杭の杭頭処理工	○	機械規格、燃料消費量の改正	共同	
③既製コンクリート杭カットオフ工	—		共同	
④鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工法)	—		共同	
⑤場所打杭工(大口径ボーリングマシン工)	—		共同	
⑥場所打杭工(ダウンザーハルハンマ工)	—		共同	
⑦場所打杭工(アースオーガ工・硬質地盤アースオーガ)	×	歩掛廃止	共同	
⑧場所打杭工(リバースサークルーション工)	—		共同	
⑨軟弱地盤処理工(スラリー攪拌工)	○	機械規格、歩掛、諸雑費率の改正	共同	
⑩軟弱地盤処理工(高圧噴射攪拌工)	—		共同	
⑪薬液注入工	—		共同	
<b>5. フリューム類据付工</b>				
①鉄筋コンクリートフリューム機械据付	—		農林	
②鉄筋コンクリート柵渠人力据付	—		農林	
③鉄筋コンクリート柵渠機械据付	—		農林	
④鉄筋コンクリート大型水路機械据付	—		農林	
⑤コルゲートフリューム据付(人力)	—		農林	
⑥水路用鉄筋コンクリートU形ブロック機械据付	—		農林	
⑦リフト台車によるプレキャストコンクリート水路据付	○	機械規格の改正、施工単価条件表名称の変更	農林	
<b>6. 河川・水路工</b>				
①ウイープホール取付	—		農林	
②サイド・アンダードレン工	—		農林	
③排水材設置工(構造物背面排水材)	○	項目名、小運搬距離設定、参考図追加の改正	共同	
④ブロックマット設置工	—		農林	
⑤消波工	—		共同	
⑥かごマット工(多段積型)	—		共同	
<b>7. 管水路工</b>				
①管水路基礎	—		農林	
②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	○	接合歩掛に係る適用の明確化	農林	
③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設	○	接合歩掛に係る適用の明確化	農林	
④強化プラスチック複合管機械布設	○	機械規格の改正	農林	
⑤ダクトイル鉄管機械布設	—		農林	

⑥钢管機械布設	—		農林	
⑦コルゲートパイプ機械布設	—		農林	
⑧鉄管切断	—		農林	
⑨FRPM管切断	—		農林	
⑩制水弁据付工(人力)	—		農林	
⑪制水弁据付工(機械)	—		農林	
⑫空気弁据付工(人力)	—		農林	
⑬小バルブ類取付工(人力)	—		農林	
<b>8. 道路工</b>				
①路体・路床工	—		共同	
②コンクリート舗装工	—		共同他	
③グースアスファルト舗装工	—		共同	
④PC橋架設工	○	コンクリート工注釈の改正(型枠の適用に関する変更) ワイヤーブリッジ工及び登り桟橋工の工費算定式(係数)の改正	共同	
⑤防護柵設置工	—		共同他	
⑥舗装版削孔工(アスファルト舗装版)	—		共同	
⑦排水材設置工(水平排水層)	☆	新規制定(国交省)	共同	
<b>9. ほ場整備工</b>				
①ほ場整備整地工(標準区画0.3ha以上)	—		農林	
②ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満)	—		農林	
③ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満パックホウによる施工)	—		農林	
④基盤整地及び簡易整備	○	機械規格の改正	農林	
⑤暗渠排水工	○	機械規格の改正	農林	
⑥畦畔整形工	—		農林	
<b>10. 農地造成工</b>				
①人力刈払	—		農林	
②レーキドーザ抜根	○	普通レーキドーザの削除	農林	
③レーキドーザ排根	○	普通レーキドーザの削除	農林	
④リッパドーザ岩掘削	○	機械規格の改正	農林	
⑤リッパドーザ(耕起・深耕)	○	機械規格の改正	農林	
⑥有機質資材散布(マニアスブレッタ)	—		農林	
⑦ロータリ(直装式)耕起碎土	—		農林	
⑧石礫除去工(人力)	—		農林	
⑨石礫除去工(機械)	—		農林	
⑩雑物除去(農用地造成工用)	—		農林	
⑪畑面植生	—		農林	
<b>11. トンネル工</b>				
①岩トンネル(レッグ工法)	—		農林	
②岩トンネル(ドリル・ヤンボ工法)	—		農林	
③トンネル仮設備	—		農林	
<b>12. 地すべり防止工</b>				
①集水井工(ライナーブレート土留工法)	—		共同	

②集排水ボーリング工 (ロータリー式)	—		農林	
③集排水ボーリング孔洗浄工	—		共同	
④地すべり防止工(ふとんかご)	—		共同	
⑤地すべり防止工(じやかご)	×	歩掛廃止	共同	
⑥山腹水路工	—		共同	
<b>13. コンクリート補修工</b>				
①ひび割れ補修工	—		農林	
②開水路目地補修工(充填工)	—		農林	
③既設水路断面修復・表面被覆工	—		農林	
<b>14. 復旧工</b>				
①畦畔復旧工	—		農林	
②耕地表土掘削・埋戻(機械)	—		農林	
③耕地復旧(耕起)	—		農林	
<b>15. 仮設工</b>				
①土のう設置・撤去	—		農林	
②大型土のう工	○	製作・設置、製作、設置、撤去、撤去(再利用)、移設(撤去・再設置)へ細分化	共同	
③水替工(小口径)	○	適用範囲、歩掛、機械経費の改正	農林	
④締切排水工	○	適用範囲、歩掛、機械経費の改正	共同	
⑤釜場設置撤去工	—		農林	
⑥ウエルポイント	—		共同	
⑦仮設材設置撤去工	—		共同	
⑧たて込み簡易土留	○	作業能力の改正	農林	
⑨鋼製足場	○	歩掛適用範囲の改正	共同	
⑩支保工	—		共同	
⑪土工用マット敷設	—		農林	
⑫敷鉄板設置撤去	—		農林	
⑬仮橋・仮桟橋工	○	機械規格の改正(45t吊の削除)	共同	
⑭道路補修	—		農林	
⑮パイロハンマ工(鋼矢板・H形鋼)	○	諸雑費補助文の改正	共同	
⑯鋼矢板打込み(アースオーガ併用圧入工)	—		共同	
⑰油圧圧入引抜工	○	日当り施工枚数、継ぎ施工補正率、諸雑費率の改正 燃料消費量、機械損料数量の改正	共同	
⑱油圧圧入引抜工(ハット形鋼矢板)	○	鋼矢板規格45H、50Hの新設、日当り施工枚数、継ぎ施工補正率、諸雑費率の改正 燃料消費量、機械損料数量の改正	共同	
⑲油圧圧入引抜工(硬質地盤)	○	鋼矢板規格10H、25Hの新設、日当り施工枚数、諸雑費率の改正 燃料消費量、機械損料数量の改正	共同	
⑳交通誘導警備員	—		共同	
<b>16. 共通仮設</b>				
① 重建設機械分解組立運搬	○	機械規格の改正	共同	
②パイプライン継目試験	—		農林	
③現場溶接部X線検査(鋼管類)	—		農林	

17. 市場単価	—		市場	
18. 土木工事標準単価	—		標準	
19. 機械単価表	—		共同他	

土地改良事業等請負工事の参考歩掛

項目	区分	改正要旨	歩掛け根拠	備考
<b>1. 土工</b>				
①バックホウ掘削(超ロングアーム仕様)	○	機械規格の改正	農林	
②ダンプトラック運搬(標準以外)	—		農林	
③管水路基礎岩盤整形工(法面)	—		農林	
④管水路基礎岩盤整形工(基面)	—		農林	
<b>2. 共通工</b>				
①平石張工	—		共同	
②現現場打コンクリート法枠工	—		共同	
③空胴コンクリートブロック積	—		農林	
④石積類とりこわし	—		農林	
⑤骨材再生工(自走式)	—		共同	
⑥柵工	—		農林	
⑦ガス切断・開先加工	—		農林	
⑧溶接(電気)	—		農林	
⑨ネットフェンス撤去工	—		農林	
<b>3. コンクリート工</b>				
①モルタル工	—		農林	
②コンクリートはつり(人力)	—		農林	
<b>4. 基礎工</b>				
②木杭打込み(機械)	—		農林	
③中層混合処理工	○	諸雑費率の改正	共同	
<b>5. 河川・水路工</b>				
①浚渫工(バックホウ式浚渫船)	—		共同	
②合成ゴムシート布設工	—		農林	
<b>6. 管水路工</b>				
①ダクタイル鋳鉄管人力布設	—		農林	
②炭素鋼鋼管人力布設	—		農林	
③強化プラスチック複合管機械布設(たて込み簡易土留)	—		農林	
④ダクタイル鋳鉄管機械布設(たて込み簡易土留)	—		農林	
⑤鋼管機械布設(小口径)	—		農林	
⑥高密度ポリエチレン管機械布設	—		農林	
⑦管水路浅埋設工(ジオグリッド)	—		農林	

<b>7. 道路工</b>			
①簡易ケーブルクレーン設置・撤去工	—		農林
②ガードレール設置・撤去(橋梁建込)	—		農林
③砂利舗装工③砂利舗装工	—		農林
<b>8. ほ場整備工</b>			
①雑物除去(水田ほ場整備工)	—		農林
②畦畔ブロック(人力)	—		農林
③弾丸暗渠工	—		農林
<b>9. 農地造成工</b>			
①人力刈払後の集積	—		農林
②ブルドーザ畑面整地工	—		農林
<b>10. トンネル工</b>			
①岩トンネル(機械掘削工法)	—		農林
②土砂トンネル(人力掘削工法)	—		農林
③トンネル(裏込め注入工)	—		共同
④トンネル仮設備	—		農林
⑤その他	—		農林
<b>11. 地すべり防止工</b>			
①集水井内ボーリング用架設足場	—		農林
<b>12. コンクリート補修工</b>			
①開水路目地補修工(成型ゴム挿入工)	—		農林
②表面被覆工・アンカー固定式パネル工(無収縮モルタル注入型)	—		農林
③表面被覆工・アンカー固定式パネル工(緩衝材設置型)	—		農林
<b>13. 仮設工</b>			
①瀝青材散布	—		農林
②バイブロハンマ工(継施工)	—		共同
③軽量鋼矢板打設・引抜(バイブルハンマ)	—		農林
④仮設電気	—		農林
⑤運搬(伐開、除根、除草)	—		農林
⑥地盤改良工(仮設道路基礎)	—		農林
⑦現場内除雪工	—		農林

施工パッケージ型積算基準

項目	区分	改正要旨	歩掛根拠	備考
<b>1. 土工</b>				
①土質変化率	○	適用土質の改正	共同	
②土工	○	使用機械及び条件区分の改正	共同	
③作業土工(床掘工)	—		共同	
④法面整形工	—		共同	
<b>2. 共通工</b>				
①かご工	—		共同	
②補強土壁工(帯鋼補強土壁アンカー補強土壁・ジオテキスタイル補強土壁)	—		共同	
③補強盛土工	—		共同	
④プレキャスト擁壁工	—		共同	
⑤大型ブロック積(張)工	—		共同	
⑥石積(張)工	—		共同	
⑦吸出し防止材設置工	—		共同	
⑧舗装版切断工	—		共同	
⑨舗装版破碎工	—		共同	
⑩殻運搬	—		共同	
⑪吹付法面とりこわし工	—		共同	
⑫アンカーアー工 (ロータリーパーカッション式)	—		共同	
<b>3. コンクリート工</b>				
①基礎・裏込碎石工	—		共同	
②コンクリート工	○	注記の改正	共同	
③型枠工	—		共同	
④コンクリート継目工	—		共同	
<b>4. 基礎工</b>				
①粉体噴射攪拌工(DJM工法)	×	廃止	共同	
<b>5. フリューム類据付工</b>				
①コンクリート分水槽据付	—		共同	
②ボックスカルバート機械据付	—		共同	
<b>6. 河川・水路工</b>				
①消波根固めブロック工	○	使用機械、作業定義の改正	共同	
②捨石工	—		共同	
③多自然型護岸工(木杭打工)	—		共同	
<b>7. 管水路工</b>				
①遠心力鉄筋コンクリート管(B形)機械布設	—		共同	
<b>8. 道路工</b>				

①安定処理工	—		共同	
②路盤工	○	使用機械、労務編成の改正	共同	
③アスファルト舗装工	—		共同	
④マンホール据付	—		共同	
⑤プレキャストL型側溝	—		共同	
⑥暗渠排水管布設	○	使用材料、使用機械の改正	共同	
⑦路側工(据付け)	—		共同	
⑧路側工(取外し)	—		共同	
⑨防雪柵設置工	—		共同	
⑩橋梁排水管設置	—		共同	
⑪高欄設置工	—		共同	
⑫鋼橋床版工	○	条件区分の改正	共同	
<b>9. 地すべり防止工</b>				
①集排水ボーリング工(ロータリーパーカッション式)	—		共同	
<b>10. その他</b>				
①作業日当たり標準作業量	○	日当たり標準作業量の見直し	共同	

## 2. 土地改良工事積算基準（土木工事） 運用事項の改正要旨

区分凡例	
☆	新規制定
◎	全面改正
○	部分改正
×	廃止
—	改正なし

### I 土地改良工事積算基準（土木工事）関係

#### ○土地改良事業等請負工事積算基準等の運用

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

#### [I. 土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の運用事項]

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

#### [II. 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項]

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

#### [III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項]

項目	区分	改正要旨	備考
	—		
第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び營繕費の積算方法	○	処分費に係る適用の明確化	

#### [IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項]

項目	区分	改正要旨	備考
	—		
7. 管水路			
⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設	—		
9. ほ場整備工	—		
11. トンネル工	—		
①岩トンネル（レッグ工法）	—		
15. 仮設工			
⑦油圧圧入引抜工	—		
20. その他			
⑪パイプロハンマ工（継施工）	○	継ぎ施工費の改正	
⑫油圧圧入引抜工 (ハット形鋼矢板)	—		
⑯ダクタイル鋳鉄管機械布設 (たて込み簡易土留)	—		

#### [V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項]

項目	区分	改正要旨	備考
維持修理費	—		
管理費	—		
ダム用機械の適用範囲	—		
超過勤務時の運転時間	—		
現場供用日数	—		
予備機械	—		
無償貸与機械	—		
豪雪補正	—		

岩石補正	—		
現場条件補正	—		
交替制作業補正	—		
換算値の補正	—		
ダム用機械の豪雪補正	—		
規格外の機械	○	損料算定表内容の改正	
運転労務	—		
燃料消費量	—		
機械賃料	—		

**[VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用事項]**

項目	区分	改正要旨	備考
損耗率	—		
長期割引	—		
賃料上限額	—		
1 現場あたり修理費及び損耗費	○	たて込み簡易土留の追加	
スクラップ	—		
簡易な整備作業	—		
保証日数	—		
異形ブロック型枠	—		
仮設材に係る付属品の積算	—		
組立ハウスの積算	—		

**II 建築請負工事の価格積算基準関係**

**土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算**

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

**○土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算の運用**

項目	区分	改正要旨	備考
参考資料	—		
参考図書	—		
工事価格	—		

**III その他資料**

**○工事請負契約書第26条の積算上の取扱い**

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

**○工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法**

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

**○年度末に発注する国庫債務負担行為等に係る工事費の積算**

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

**○工事費の積算基準の公表**

項目	区分	改正要旨	備考
	—		

### 3. 土地改良工事積算基準(機械経費)の改正要旨

区分凡例	
☆	新規制定
◎	全面改正
○	部分改正
×	廃止
—	改正なし

#### (1) 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

項目	区分	改正要旨	備考
基準	—		
損料算定表	—		

#### (2) 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準

項目	区分	改正要旨	備考
基準	—		
損料算定表	—		

4. 過年度廃止歩掛一覧表

工種区分	歩掛名稱	歩掛区分	最終掲載年度
土工	人力土工（ベルトコンベア併用）	参考歩掛	H 1 2
	バックホウ掘削（特殊）	参考歩掛	H 1 2
	バックホウ掘削（承水路）	参考歩掛	H 1 3
	トラクタショベル掘削	参考歩掛	H 1 2
	ブルドーザ敷均し締固め（特殊）	参考歩掛	H 1 2
共通工	土台木	参考歩掛	H 1 2
	吹付工	標準歩掛	H 1 2
	張石工（空・練積）	システム	H 1 3
	アンカーフラッシュ（工場加工組立加工）	参考歩掛	H 1 4
	火薬類によるとりこわし	参考歩掛	H 1 4
	ガス切断（板類・管類・開先加工）の一部 【鉄筋切断歩掛】	参考歩掛	H 1 4
	塗装	参考歩掛	H 1 8
	擁壁工（井桁ブロック）	標準歩掛	H 2 4
	擁壁工（アンカーフラッシュ）	参考歩掛	H 3 0
	石積工の一部 【空石積工歩掛（玉石・雑割石）】 【練石積工歩掛（玉石・雑割石）】	参考歩掛	H 2 6
	境界杭設置工の一部 【13×13cm 長100cm以上歩掛】	標準歩掛	H 2 7
	芝付工の一部 【市松張歩掛】	標準歩掛	H 2 7
	柵工の一部 【竹柵工歩掛】	参考歩掛	H 2 7
コンクリート工	石積工 【石積工（発生材）】	参考歩掛	R 2
	裏込工（石積） 【裏込め工】	参考歩掛	R 2
	裏込工（ブロック積）	標準歩掛	R 3
	コンクリート矢板工	参考歩掛	R 4
	裏込工（ブロック張）	標準歩掛	R 6
	基礎栗石工	施工パッケージ	H 3 1
基礎工	コンクリート杭打込み（モンケン）	標準歩掛	H 1 2
	コンクリート矢板打込み（モンケン）	標準歩掛	H 1 2
	鋼矢板打込み（モンケン）	標準歩掛	H 1 2
	鋼矢板打込み（アースオーガ併用圧入工）Ⅱ型	参考歩掛	H 1 2
	H形鋼杭打込み（ディーゼルハンマ）	参考歩掛	H 1 2
	鋼矢板屏風打ち（バイプロハンマ、ディーゼルハンマ）	参考歩掛	H 1 2
	H形鋼打込み（プレボーリング工法）	参考歩掛	H 1 5
	木杭打込み（モンケン）	参考歩掛	H 2 1
	コンクリート杭打込み（クレーン+モンケン）	参考歩掛	H 2 3
	木杭打込み（人力）	参考歩掛	R 4
	場所打杭工（アースオーガ工・硬質地盤アースオーガ）	標準歩掛	R 6
河川・水路工	粉体噴射攪拌工（DJM工法）	施工パッケージ	R 6
	浚渫工（ポンプ式浚渫船）	標準歩掛	R 5
管水路工	コア式プレストレストコンクリート管機械布設	標準歩掛	H 1 2
	鋼管機械布設の一部 【現場塗装費（外面塗装（アスファルト塗装））】	標準歩掛	H 1 9

	遠心力鉄筋コンクリート管（C形、NC形）機械布設	参考歩掛	H 2 1
	地表定置式畠地かんがい施設設置工	参考歩掛	H 2 1
道路工	落石防止柵設置工	参考歩掛	H 3 1
	落石防止網設置工	参考歩掛	H 3 1
ほ場整備工	自動埋設暗渠工	参考歩掛	R 4
農地造成工	アングルドーザ（階段工）	標準歩掛	H 3 1
	レーキドーザ及びブルドーザ（しわよせ工法）	標準歩掛	H 3 1
	ケンブリッジローラ鎮圧	標準歩掛	H 3 1
	農地造成工（スクレーパドーザ掘削）	参考歩掛	H 3 1
	農地造成工（被けん引式スクレーパ掘削）	参考歩掛	H 3 1
	ブラッシュブルーカ耕起	参考歩掛	R 2
	ディスクハロー碎土	参考歩掛	R 2
	土壤改良資材散布（ライムソワー）	標準歩掛	R 3
	プラウイングハロー耕起	参考歩掛	R 3
	鉄筋工（トンネル）	標準歩掛	H 1 3
トンネル工	定置式空気圧縮機設置・撤去	参考歩掛	H 1 8
	集水井工（ライナープレート土留工法）	標準歩掛	R 4
地すべり防止工	地すべり防止工（じゃかご）	標準歩掛	R 6
	コンクリート補修工	ひび割れ低圧注入工（シール工）	標準歩掛
仮設工	二本構櫓	参考歩掛	H 2 3
	三叉櫓	参考歩掛	H 2 3
	索道	参考歩掛	H 3 1
その他	P Cタンク工	参考歩掛	H 2 1

〔留意事項〕

- 上記歩掛については、今後使用しないことを原則とする。
- 但し、やむを得ず使用する場合は、当該工事において実態調査等を実施し、歩掛内容の検証を行うこと。

## 施工基準関係

1. 令和7年度施工基準関係図書の改正について ····· C-1



# 1. 令和7年度施工基準関係図書の改正について

## 1) 現在発刊されている施工関係図書の一覧表

R7.6.1 時点

番号	図書名	現行		改正		備考
		施行年月日 (一部改正)	図書発行	R7年度改正 施行時期	図書発刊 予定	
(1)	土木工事共通仕様書	H15.3.25 (R6.3.22)	H28.7月版 全国農村振 興技術連盟	改正 R7.3.28	—	・本省HP掲 載中
(2)	土木工事特別仕様書記載 例	H19.3.30 (R6.3.22)	コピー版と CDを配布 (当時)	改正 R7.5.16	—	—
(3)	土木工事施工管理基準	H17.3.28 (R6.3.22)	H17.5月版 (社)農業土 木事業協会	—	—	・本省HP掲 載中
(4)	土木工事施工管理基準の 手引	H19.3.30 (R4.3.31)	コピー版と CDを配布 (当時)	—	—	・本省HP掲 載中
(5)	工事監督必携	H20.3.28 (H29.3.31)	H20.7月版 全国農村振 興技術連盟	—	—	・本省HP掲 載中
(6)	施工計画書作成の手引き (案)	H19.3.30	コピー版と CDを配布 (当時)	—	—	—
(7)	土木工事等施工技術安全 指針	H21.3.30 (H22.3.31)	コピー版 を配布 (当時)	—	—	・本省HP掲 載中

# 土木工事共通仕様書の主な令和7年度改正内容について

## (1) ワンデーレスpons

国土交通省の状況を踏まえ、ワンデーレスponsに努めることを明記（特別 仕様書記載例からの移行）。

### 1-1-5 ワンデーレスpons

新規



監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」に努める。ワンデーレスponsとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

## (2) 施工体制台帳

- ・社会保険証等の写しは、建設業法等における施工体制台帳に添付が必要な書類に含まれないことから、国土交通省の状況を踏まえ、社会保険証等の写しの提出を削除（工事書類の簡素化）。
- ・建設業法施行規則の改正に伴う施工体制台帳様式の改正。

### 1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図

6. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。



6. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。

## 工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づく提出様式

様式 7-1

（記入要領）

7. 外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。



削除

### (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、マニフェストの確認及び保管は受注者が行うものとなっており、発注者への提出は義務付けられていないことから、国土交通省の状況を踏まえ、マニフェストの写しを提出から提示に変更（工事書類の簡素化）。

#### 1-1-23 建設副産物

3. 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。

↓

3. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。

### (4) 「報告」から「連絡」への見直し

異常発見等、情報伝達のスピードが求められる内容について、「報告（書面）」から「連絡（口頭等）」に見直し。

#### 【例】

#### 1-1-41 環境対策

2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。

↓

2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。

### (5) 廃止された JIS 規格の資材の削除

### (6) コンクリート標準示方書の改正に伴う改正

# 土木工事特別仕様書記載例の主な令和7年度改正内容について

## (1) ワンデーレスpons実施に関する事項

ワンデーレスpons実施に関する事項について、共通仕様書に記載していることから削除。

### 1. ほ場整備工事編 ~ 18. 管水路工事編

#### 第16章その他

5 ワンデーレスpons実施に関する事項

II. 工事別編 5. 水路工事編（第16章5）を参照

↓

削除

## (2) 基準点の表記について

「測量作業規程」の一部改正による測地成果 2024 の運用に伴い、基準点の測地成果の記載を追加。

### 5. 水路工事編

#### 第11章施工 1. 一般事項 (1) 基準点

新規

↓

令和7年4月1日以降に新たに実施する公共測量においては「測地成果 2024」を使用し明記する。また既設の標高を使用するときは成果値の定義（測地成果○○）を明記する。

## (3) 工事費における現場環境改善費について

令和7年3月28日付け部長通知により改正された現場環境改善費の計上について率として計上されていた避暑（熱中症予防）・防寒対策について削除。

### 5. 水路工事編

#### 第16章その他 8. 現場環境改善費 (3)

安全関係

③避暑（熱中症予防）・防寒対策

↓

削除

(4) 週休 2 日制工事の試行について

令和 7 年 3 月 28 日付け設計課長通知により改正された週休 2 日の取組に係る経費  
(週単位、月単位) の補正係数を反映。

**5. 水路工事編**

**第 16 章その他 9. 週休 2 日制工事の試行**

(5) ①補正係数

	<u>4週8 休以上</u>	<u>4週7 休以上</u>	<u>4週6 休以上</u>
	<u>4週8 休未満</u>	<u>4週7 休未満</u>	
<u>現場閉所 率</u>	<u>28.5% (8日 /28日) 以上</u>	<u>25% (7 日/28 日) 以上</u>	<u>21.4% (6日 /28日) 以上 25% 未満</u>
労務費	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
<u>機械経費 (賃料)</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
共通仮設 費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場管理 費(率分)	<u>1.09</u>	<u>1.07</u>	<u>1.05</u>

↓

	<u>週単位の週 休2日 (現場閉所1 週間に2日 以上)</u>	<u>月単位の週 休2日 (現場閉所率 28.5%(8日 /28日)以上)</u>
労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
共通仮設 費(率分)	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>
現場管理 費(率分)	<u>1.06</u>	<u>1.05</u>

【機密性2情報】

【会議出席者限り】

## 令和7年度 九州沖縄連絡協議会

### 【施設機械関係 説明資料】

令和7年度 施設機械関係の設計・積算・施工等に係る制改定について



# 施設機械関係に係る基準の制改定及び資材価格随時調査等について

## 令和7年度の基準等の制改定内容一覧

区分	項目	制改定	備考
設計	設計に関する基準類	改定なし	
積算	積算基準及び標準歩掛	一部改定	
	積算基準等の運用	一部改定	
	積算基準及び標準歩掛等の参考資料	一部改定	
	施工パッケージ型積算方式の試行	改定なし	
	施設機械設備点検・整備積算基準等	一部改定	
	施設機械設備点検・整備積算基準等の運用	改定なし	
	電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）	一部改定	
	電気通信設備運転管理業務積算基準（参考資料）	改定なし	
	設計業務の価格積算基準（施設機械）の標準歩掛及び運用	一部改定	
	機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛	改定なし	
施工	施設機械工事等共通仕様書	一部改定	
	施設機械工事等施工管理基準	改定なし	
	施設機械工事等数量算出要領（案）	一部改定	
	施設機械設備点検・整備業務共通仕様書	改定なし	
	施設機械点検・整備項目表	改定なし	
	電気通信設備点検業務共通仕様書	改定なし	
	電子納品要領・ガイドライン及びチェックシステム等	改定なし	

### 1. 「設計」に係る制改定

- ・水管理制御方式技術指針（計画設計編） 令和6年10月

### 2. 「積算」に係る制改定

#### （1）積算基準及び標準歩掛

##### 【主な改定内容】

- ① 鋼橋製作架設工事
  - ・現場管理费率の変更
- ② 用排水ポンプ設備
  - ・低圧受電の付帯設備据付材料費が率から材料計上に変更
- ③ 水門設備
  - ・小形水門の二次コンクリート及び型枠費が率から施工工数に変更
- ④ 塗装
  - ・工場塗装工歩掛の面積範囲による追加
  - ・現場塗装工歩掛の面積範囲による追加

## (2) 積算基準等の運用

### 【主な改定内容】

#### ①水門設備

- ・小形水門の二次コンクリート及び型枠費に伴う変更（率から施工工数）
- ・ゴム引布製起伏ゲート設備の袋体投影面積の定義の追加

## (3) 積算基準及び標準歩掛等の参考資料

#### ①鋼橋製作架設工事（参考資料）

- ・橋梁形式別標準工数について、国交省基準と整合を図るため、一部改定

#### ②電気通信設備工事

- ・技術管理費の「無線局申請書の作成費用」の追加
- ・無線局申請書作成歩掛の追加

## (4) 設計業務の価格積算基準（施設機械）の標準歩掛及び運用

- ・水門設備の標準作業内容の設計図に「付属設備組立図」を追記

上記の詳細な内容については、下記 HP を参照してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

「5. 土地改良工事積算基準（施設機械）の改正の概要」に記載

## 3. 「施工」に係る制改定

### (1) 施設機械工事等共通仕様書

#### 【主な改定内容】

##### ①ワンデーレスpons（新設）

##### ②週休二日の対応（移設）

##### ③光ケーブルの測定試験

所定の規格値の測定方法等の追記

##### ④施設機械工事等関係書類提出一覧表

作業員目簿（様式 7-3）の追加

上記の詳細な内容については、下記 HP を参照してください。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/k\\_kikai/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_kikai/index.html)

### (2) 施設機械工事等数量算出要領（案）

- ・用排水ポンプ設備の低圧受電付帯設備据付材料の積算方法の改正に伴う記載内容変更
- ・小形水門の二次コンクリート及び型枠費の改正に伴う記載内容変更

上記の詳細な内容については、下記 HP を参照してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html>

## 4. その他

### (1) 令和 6 年度施設機械工事等諸経費動向調査及び歩掛調査の提出について

歩掛調査につきましては、日頃より御協力と御理解をいただき有難うございます。

令和 6 年度完成工事において、歩掛調査を行っている工事で未提出の案件がありましたら、速やかに受注者より回収していただき、内容確認のうえ提出をお願いします。

特に諸経費動向調査については、発注者による積算内容の確認及び受注者回収データの取り込み等を行う必要があるため、要領等を確認のうえ、作成・提出をお願いします。

○農林水産省 HP 掲載

項目	資料名	農林水産省 HP
設計基準	計画設計技術指針等（施設機械設備/等）	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/kikaisisin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/kikaisisin.html</a>
数量算出要領	土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html</a>
積算基準	土地改良工事積算基準等の改正	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html</a>
	土地改良工事積算基準	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekisan_kijun/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekisan_kijun/index.html</a>
歩掛見積	土地改良工事施工歩掛見積要領	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-136.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-136.pdf</a>
材料単価	設計材料単価の決定に係るガイドライン	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-30.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-30.pdf</a>
施工点在	施工箇所が点在する工事の積算方法について	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-160.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-160.pdf</a>
	施工箇所が点在する工事の積算方法について	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-135.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-135.pdf</a>
【参考資料】		
□施工基準	施設機械工事等共通仕様書	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/k_kikai/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/k_kikai/index.html</a>
	施設機械工事等施工管理基準一覧表	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/k_skizyun/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyoso/k_skizyun/index.html</a>
	施設機械設備設計業務等特別仕様書記載例	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/tokubetu_siyousyo/kikai_gyoumu/kikai_gyoumu_tokuksai_rei.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/tokubetu_siyousyo/kikai_gyoumu/kikai_gyoumu_tokuksai_rei.html</a>
□施設機械設備点検・整備業務共通仕様書		
電気通信設備点検業務共通仕様書		
点検・整備の参考資料（施設機械）		
電子納品	機械設備関係の電子納品要領等	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/kikai.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/kikai.html</a>
	電気通信設備関係の電子納品要領等	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/denki.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/denki.html</a>